

加賀藩の大工史料の信頼性に関する考察（上）

－清水文庫・渡部家文書を中心に－

正 見 泰

第1章 はじめに

1. 研究の目的

(1)加賀藩の大工文書の特徴

近世大工の家系・組織等に関する論考には、指図等をも含めて、近世大工家に遺された史料および大工に関する諸記録を利用して行われる。本稿では、江戸時代に最大の外様大名であり、幕府に次ぐ組織を有した加賀藩を対象として、そのお抱え大工⁽¹⁾の家に伝わった文献史料について、その信頼性を検証するものである。そこで、まず対象となる史料について、その性質を整理する。

さて、近世の大工文書には、

- ・大工の文章は、伝達することを目的とした史料が多いためか、比較的判読しやすい字体が使われていることが多い。
- ・たとえ、癖の強い字体であっても、同一文書の中に同様の文言が繰り返し出現したり、後述する「同系列の属する史料」が存在したりすること

から、内容を比較することで文字が容易に推測できる場合が多く、読解はそれほど難しくは等が挙げられる。

このことから、近世の大工文書は、歴史学分野（文献学）でない研究者にとっても、比較的扱い易い史料が多い史料群と言える。むしろ専門用語が頻繁に出現することで、建築学以外の分野の研究者には、扱いにくい面が見られる。

これに加え、加賀藩における大工の研究環境の特徴として、

- ・加賀藩に属する大工諸家の由緒書の多くが残る。加越能文庫所収の明治元～3年の作成を中心とする大量の由緒書⁽²⁾の中には、藩お抱え大工である御扶持方大工、御大工の家系のみならず、家臣のお抱え大工の家も含まれている。
- ・明治以後、空襲等の大きな被災がないことから、山上家、清水又十郎家、渡部家等の御大工頭を輩出した、由緒のある藩お抱え大工等の家に伝来した史料がまとまって残る。
- ・江戸後半については、その他の一般史料もよく残されている。さらに、加越能文庫、尊経閣文庫などのように、藩または前田家によって旧藩史料の保護措置がとられていた。

このように、加賀藩については、近世のお抱え大工史料を利用して研究を行う環境は、全国の中でも恵まれた条件にある地域と考える。

一方で、江戸中頃までに、金沢城およびその城下に大きな被害を与えた寛永の大火(1631年)、宝暦の大火(1759年)の2度の大火があり、寛永の大火以前の本原史料は極端に乏しいといった、史料を利用する研究に大きな影響を与える特徴の存在も考慮しなければならない。

本論文の構成

第1章 はじめに

1. 研究の目的
2. 従前の加賀藩大工の研究と大工史料
3. 研究の方法

第2章 清水文庫史料の信頼性の検証

1. 史料について
2. 『御大工知行帳』等の検証
3. 『御作事所役人附』の検証
4. 清水文庫の史料の信頼性と特性（小結）

－【ここまで本号、以下次号に掲載】－

第3章 渡部家文書史料の信頼性の検証

1. 史料について
2. 渡部家・栗林家・黒田家
3. 渡部家『累代系図』
4. 栗林又七『先祖并一門付之覚』
5. 富山藩の史料による両史料の検証
6. 渡部家文書の史料の信頼性と新知見（小結）

第4章 結論

1. 各史料の信頼性等
2. 建築史分野における史料の信頼性検証の効果

(2)研究の目的

先に述べたように、加賀藩の大工史料により、多くの加賀藩お抱え大工の研究が行われてきた。しかしながら、これまでの加賀藩お抱え大工の研究には、史料の検証を十分に行っていたとは言えない面も窺われた。

そこで、本稿では、加賀藩お抱え大工の実態を解明するための基礎となる研究として、これまでの加賀藩の大工に関する研究における史料利用の問題点を明らかにするとともに、加賀藩の大工に関する文献史料の信頼性を検証するための具体的手法を示すことを目的とした。

また、大工史料に対する信頼性の検証は、当該史料の利用に際して直接的に必要であるばかりでなく、新たな学術的課題の発見・解明に繋がること(本稿では、お抱え大工家同士の婚姻、作事方大工の長期休業の指摘等)をも示し、史料の信頼性を検証することの有用性を説くことも視野に入れる。

2. 従前の加賀藩大工の研究と大工史料

(1)加賀藩の大工に関する既往研究

さて、建築史分野における加賀藩の大工の研究では、加賀建仁寺流の作品や木割書の研究を始め、主な大工の家系、藩作事方などの制度に関する事など枚挙に暇がない。なかでも、膨大な加賀藩の大工史料を調査してまとめられたものとして、田中徳英氏の『加賀藩大工の研究』⁽³⁾の大著が挙げられる。同書は、田中氏が執筆した過去の研究論文等をほぼ網羅しており、加賀藩の大工に関する田中氏の研究を集成したものとなっている。

それ以前では、櫻井敏雄氏らによる近世社寺建築緊急調査報告書として刊行された『石川県の近世社寺建築』(石川県教育委員会 1979・1980)、特に同書中の、櫻井・松岡利郎氏による「第三章 加賀藩大工と古絵図」⁽⁴⁾による影響が大きかった。

さらに、内藤昌氏による『近世大工の系譜』⁽⁵⁾などが、代表的な著作として挙げられる。

一方、加賀藩内での、大工の流儀である建仁寺流・四天王寺流に関する研究としては、浅香年木氏の「北陸における建仁寺流大工の展開」⁽⁶⁾を先駆けとして、河田克博氏の『近世建築書一堂宮雛形2 建仁寺流』と河田氏・渡辺勝彦氏・内藤氏「加賀建仁寺流系本の成立」ほかの一連の研究論文⁽⁷⁾、中川武氏⁽⁸⁾、村松貞次郎氏⁽⁹⁾等、非常に多くの研究が存在する。

建築史以外の分野においても、都市史では、田中喜男氏の『幕藩制都市の研究』⁽¹⁰⁾に、加賀藩大工の拝領地に関する研究がある。また、労働史では、『御作事所役人附』を利用した後述する森下徹氏の「補論 加賀藩作事所による大工の管理」『日本近世雇用労働史の研究』⁽¹¹⁾(以下、森下論文とする)、『御造営方日並記』(以下、『日並記』とする⁽¹²⁾)を利用した白峰旬氏の「文化期金沢城二の丸再建工事期間の労務管理に関する考察」⁽¹³⁾(以下、白峰論文)など、様々な観点、分野から加賀藩の大工が研究されてきた。

(2)既往研究における史料の扱い

i 史料の分類と史料間の主従関係

加賀藩お抱え大工に関する史料を、作成者等の性質と所蔵者により分類し、

- 公的史料 藩または藩の命令により作成された史料
- 准公的史料 公的史料の写しや、公的史料の抜き書きで、私家で所蔵された史料
- 私的史料 私家で作成され所蔵された史料

とする。

公的、准公的な史料は、信頼性があることを前提として取り扱われていたようにみえる。私的史料もその多くは、信頼性が十分検討されないまま、研究に利用されていた。せいぜい、複数の史料を比較し数量的な理解で、史料の信頼性を推量するに留まった。

しかし、いくら同じ内容の史料数が多いからと言って、それらが「主従関係にある史料」群(同一の情報源に基づく一連の史料群で、情報源となった同一の原初史料を主とし、その史料と従属関係にある史料からなる群をさす。)に属しているのであれば、その信頼性が増したことにはならない。このような問題意識はこれまでの加賀藩の大工史料を扱った研究には見られなかった。

例えば、田中氏は、『御大工知行帳』⁽¹⁴⁾に、栗林太右衛門と並び初期御大工として掲載されている橋本宗右衛門、木村源左衛門の両名(図1-2-1)が実在したことを、ほかの公的史料である「前田利長書状」⁽¹⁵⁾及び「利長公越中富山へ御隠居之節被 召連人数之帳」⁽¹⁶⁾などにより検証する試みを行った。

ここで問題となるのは、検証史料のうち、原本が明確でない「金沢ニ而拝領地ニ罷在候金沢組大工、出大工組大工、石川河北郡大鋸・杣拝領屋舗、小松町大工・屋根葺・木挽拝領屋舗并越中大窪村大工、井波村大工、高岡町大工・大鋸挽拝領地罷在候者共人数歩高等之覚」と「御大工橋本宗右衛門江被 下置候御書写壺通」⁽¹⁷⁾の両史料は、共に現在、『御大工知行帳』と同じ清水文庫所収であり、清水又十郎家が『御大工知行帳』を藩に差出した同じ寛政3年に、作事方に提出された文書であると田中氏自身が自著で記述していることである。このことから、両史料と『御大工知行帳』は、「主従関係にある史料」であることが強く疑われる。つまり、両史料の記述に基づいて、『御大工知行帳』が記述されていたことは十分に考え得ることなのである。したがって、両史料の検証が必要になるのであるが、田中氏はこれを実施しておらず、論考の厳密性に欠いていた。

残る公的史料との比較では、「利長公越中富山へ御隠居之節被 召連人数之帳」に記載された木村源左衛門の俸禄は50石に過ぎず、『御大工知行帳』に記載の200石とは大きく隔たっている。また「前田利長書状」についても、田中氏は、橋本宗右衛門が「作事責任者として地位が高く」とするが、引用部分だけからはそこまで読み取ることは不可能であり、実在したらしいことが証明でき

ただけである。すなわち、公的史料との比較でも、田中氏が述べたように両名が「尾張出身の大工指導者であり、かなりの扶持が与えられていた。」⁽¹⁸⁾の様な事実が証明されたことにはならない。

このように、実際には史料の検証を十分に行わないまま、史実の認定が行われていたことになる。

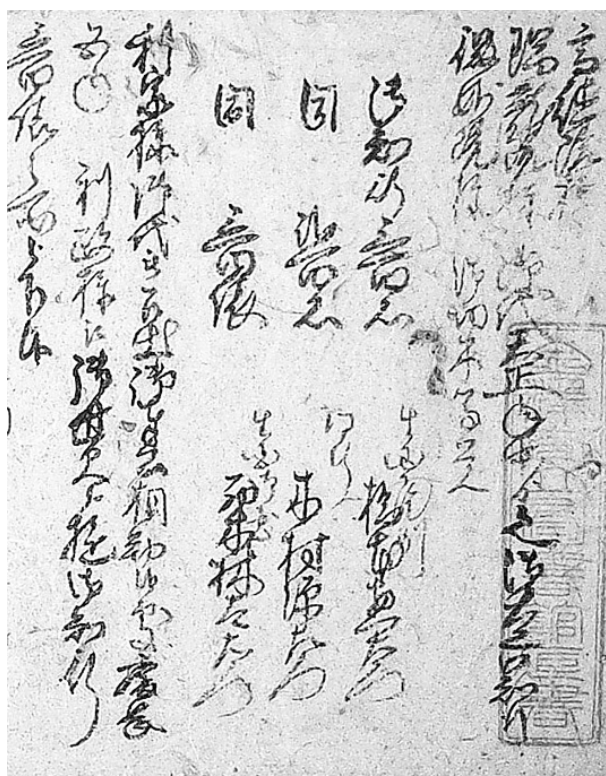


図1-2-1 『御大工知行帳』
(清水文庫所収 金沢市立玉川図書館蔵)
3名の初期お抱え大工の記載部分

ii 史料の読解に関する問題点

また、史料中の文面の意味を慎重に読み解くことなく、字面をそのまま鵜呑みにするなど、不正確な推測が行われていた。

①『能州石動山絵図』の署名

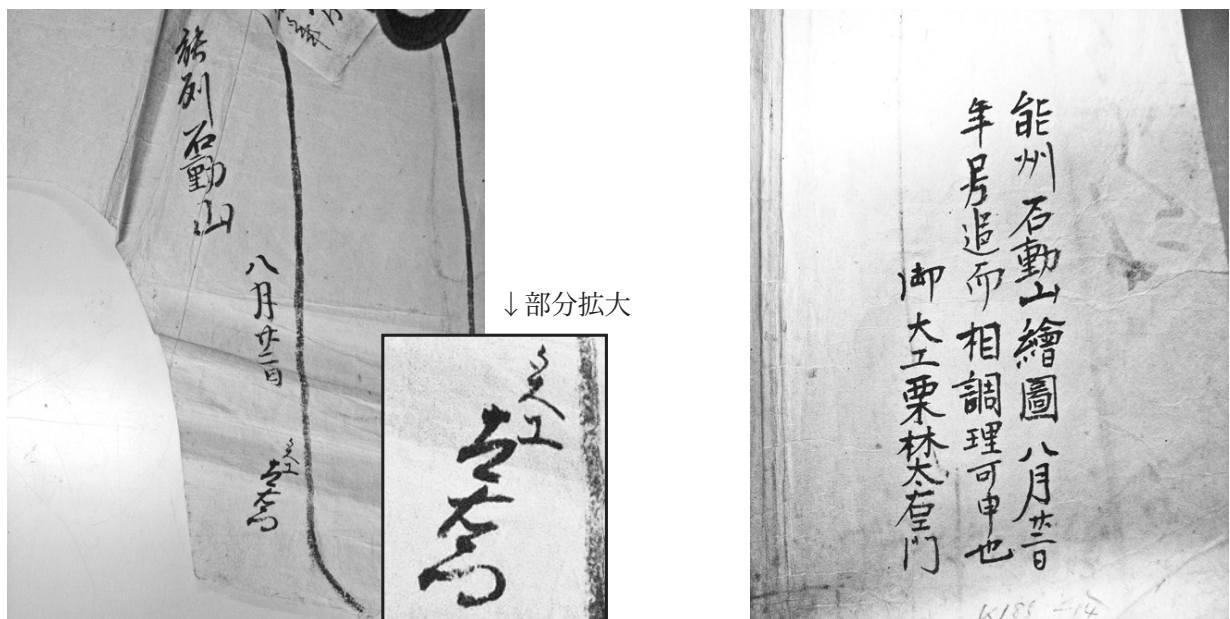
例えば、『能州石動山絵図』の絵図表の最下部には、「御大工 太右衛門(尉)」の署名があるが(図1-2-2)、これとは別に裏面に「御大工栗林太右エ門」とある。田中氏は、太右衛門と名乗ったとする記録がないにも拘わらず、栗林又七または栗林伝次郎と推定している。

しかし、「御大工栗林太右エ門」は絵図の裏面に書かれており、「年号追而相調理可申也」との添え書きも見られることから、裏書き全体が後年に絵図表の作者以外の者によって書かれたものとするのが妥当である(図1-2-3)。すなわち、絵図作者を指す絵図表に書かれた「太右衛門」を、栗林太右衛門と思いこんだ別人による裏書きと考えられ、栗林又七または伝次郎が当該絵図の作者や所有者であった可能性は、極めて低いのである。付け加えるならば、3章で詳述するように嫡子と見られる栗林太右衛門光則が太右衛門の名を継承しており、その兄弟にあたる仁左衛門の家系(又七及び伝次郎)は分家となるから、本家が継ぐ太右衛門の名前を分家の者が名乗ることは通常考えられない。なお、太右衛門光則は、慶安3年(1650)に病死したとされ、この「御大工栗林太右エ門」には該当しない⁽¹⁹⁾。

このように、史料中の文面の意味を慎重に読み解くことなく、字面だけをそのまま鵜呑みにし、不正確な推測が行われている事例も既往研究に散見される⁽²⁰⁾。

②『諸記集』の奥書

ところで、櫻井氏らは、『諸記集』⁽²¹⁾について、「四天王寺流の秘伝書の一つ『諸記集』は東京大学工学部建築学科所蔵の『匠明』と同様な内容のもので、奥書きによると慶長一〇年(一六〇五)屏内吉政が著したものを元和三年(一六一七)に屏之内正信が、更に同九年(一六二三)に黒田氏正重が、延宝三年(一六七五)に辰巳氏光政が伝写した」とした⁽²²⁾。さらに、元禄6年の天徳院(金沢市)山門棟札写⁽²³⁾に、安田正納が平内吉政の5代の弟子と記載していたことから、平内吉政→平内正信→黒田正重→辰巳七郎兵衛光政→安田善次郎正納と四天王寺流の継承順を推定した。その後、この推定は訂正されることなく、ほかの研究者により引用され続けている。



左：図1-2-2 『能州石動山絵図』(石川県立図書館蔵)署名(表面 下部)

右：図1-2-3 同 署名(裏面)

ところが、『諸記集』の奥書(図1-2-4)にあるように、延宝3年に辰巳光政が写したことに間違いがなければ、当時すでに、黒田正重は亡くなっていた⁽²⁴⁾。すなわち、辰巳光政が書き写したのは実子の左平次が相続した後のこととなり、辰巳光政は安田正納と同じく平内吉政から5代目となる。実際に『諸記集』の奥書にも、黒田正重と辰巳光政の間に、黒田正重と「同性〔姓〕」、すなわち黒田を苗字としながらも、名前の記載のない人物の存在が確認できる(図1-2-4)⁽²⁵⁾。この人物は、左平次もしくは分家した左助だったと考えられるが、何らかの理由で名前が明確に記載されていない。

このように、この事例でも史料の読解が不正確なまま、不都合な「同性」の文字を切り捨て、都合の良い解釈がされていたと言わざるを得ない。そしてその後、ほかの研究者から訂正や疑問を持たれることもなく、そのまま次々と研究に引用され続けていったことは、残念ながら加賀藩の大工研究のこれまでの特徴の1つであったと言える。そこで、拙稿jでは、四天王寺流を加賀藩にもたらしたとされる黒田家の家系を中心に、信頼性を検証した史料を用いて論考し、史料の信頼性検証の有用性を実証的に示す試みを行った。

③『御作事所役人附』の記述時点

次に、『御作事所役人附』を研究の利用する場合の問題点について示す。

さて、当史料を利用した既往研究には、前出の森下氏、田中氏の加賀藩の作事組織に関するそれぞれの研究が存在する。森下氏は、加賀藩作事所に関わる職人の制度を、様々な角度から考察しており、近世後期の「作事所職員の変遷」について、当史料も使用して細かな検証を行った⁽²⁶⁾。

一方、田中氏は著作の中で、加賀藩作事所の組織の役職を列挙するために、当史料に記載された役職名のみを利用した⁽²⁷⁾。

森下論文では、文政6年(1823)時点における、加賀藩の作事所付きの職人の役職毎の平均年齢を、当史料を基に算出している。それによれば、御大工頭は4人の平均年齢が62歳であり同様に計算した平均年齢が44歳となった15名の御大工と比較して、「これ〔御大工頭〕は必ず御大工から昇進したものであり、したがって平均年齢もかなり高くなっている。」としていた。

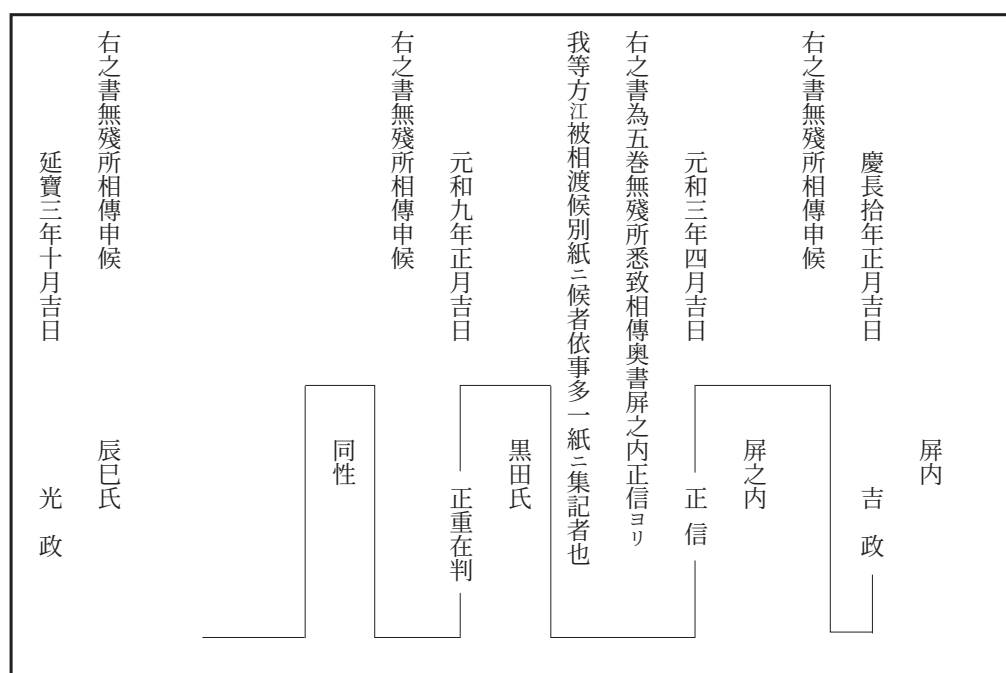


図1-2-4 『諸記集』奥書の翻刻



図1-2-5 『御作事所役人附』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)表表紙



図1-2-6 同 表表紙裏側の朱書き

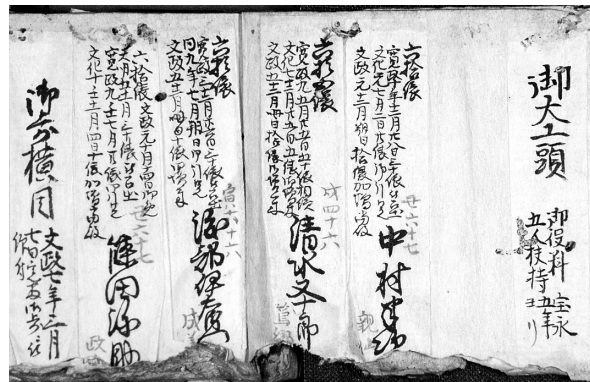


図1-2-7 同 御大工頭の項

ところで、当史料の表表紙には、表題が別紙で貼られており、図1-2-5に見られるように「文政六未改正 御作事所役人附」と読める。ところが、この表表紙の裏側には、「年齢ハ文政四巳年」との朱書きも見られる(図1-2-6)。したがって、当史料の各大工の「個人票」に朱書きされている年齢は、表表紙の裏側に書かれているように文政4年のものであれば、文政6年の年齢-2才となっていることになる。

さらに、当史料に御大工頭として記載されているのは、中村半次親仙、清水又十郎篤郷、渡部伊右衛門成美、篠田弥助政之の4名である(図1-2-7)。しかし、『御大工知行帳』で知られている文政6年時点の御大工頭⁽²⁸⁾は、山上善右衛門吉順、中村半次親仙、清水又十郎篤郷の3名であり相異が見られるのである。

そして、これらの問題点については、森下氏の研究を含むこれまでの研究では十分考慮されることなく利用されており、その記述内容の検証が求められた。

iii 御大工頭への昇任理由等での史料利用の問題点

最後に、御大工頭への昇任理由・条件に関して、既往研究では、①藤原恭福と松波貞成と、②大西政時と井上明矩の各2人を比較することにより、御大工頭への昇任理由等を次のように示している。

①藤原恭福と松波貞成の場合

最初に、同じ時期の御大工でありながら、御大工頭に昇任した藤岡庄左衛門恭福と昇任できなかった松波源右衛門貞成の2名について、田中氏は、「藤原恭福は扶持方大工から御大工、御大工頭になる昇進が早い。その理由は、建仁寺流の技法を受け継ぎ、上棟などの規式の知識を

よく理解し、また、実際に二の丸御殿の造営で祭主(屋根の上)^{〔ママ〕}を努め、棟札の調達など、顕著な活躍が認められたからである。」とする一方、「棟梁大工松波権兵衛の実子で、名門大工の家系ではなかった。そのため、松波源右衛門はよく活動したのに、御大工頭になれなかった。」としている⁽²⁹⁾。

a. 出自・経歴等について

しかし、『御大工知行帳』ほかを調査したところ、藤岡恭福と松波貞成は、ともに棟梁大工の実子であり、出自に大差があるとは考えにくい。また、宝暦12年の二ノ丸御殿の上棟式では、屋根上で祭主である藤岡恭富に次ぐ諸事差引役3名のうちの1人を松波貞成が務めたことが知られており⁽³⁰⁾、両者の規式に関する知識にも著しい差があったと思われないが、恭富のみが御大工頭に昇任したのである。そこで、両者の個人データを可能な限り収集し、両者周辺のお抱え大工の状況を加味して考察した。

まず藤岡恭富は、宝暦9年34才で御扶持方大工、同年中に御大工に登用され、安永3年49才で御大工頭に就任している。一方、松波貞成は、宝暦9年43才で御扶持方大工、宝暦11年45才で御大工と、そもそも藩お抱えとなった時点で、藤岡恭福より9才年長の負要因があった。

つまり、御扶持方大工の採用は、藤岡恭富と松波貞成は同期であったのだが、2年早くしかも若くして御大工に登用されたのであるから、藤岡恭福の方が大工としての能力が優れていたことは容易に想像できる。

さて、藤岡恭富を含む宝暦9年に御大工に登用された5名中、親が棟梁大工であったものは2名で、この2名ともが御大工頭に昇任しているのである。さらに、この年次からは、ほかに御大工の養子1名を加え、計3名が御大工頭に昇任している。昇任できなかった残り2名は、宝暦12年に死亡したもの、明和9年(1772)に差控となったものが各1名で、御大工頭中断期間中に御役を離れており、そもそも昇任することは不可能な者たちであった。すなわち、御大工頭が再設置された時点で、現役の御大工であった宝暦9年次登用の3名は、全員がその後御大工頭に昇任していたのである。

また、棟梁大工層から御大工頭に就任した者は、藩政期を通じ4名だけである。この年次はその半数を占めていることになるから、非常に高率で棟梁大工層から御大工頭に昇任できたことが判る。こうして見ると、宝暦9年次の御大工は、加賀藩お抱え大工の中でかなり例外的な年次であったと言わざるを得ない。

一方、次の登用年次である宝暦11年の御大工7名からは、親の階層の如何を問わず御大工頭となったものは皆無である⁽³¹⁾。翌宝暦12年に1名登用された後、明和8年まで御大工の登用はなく、明和8年次から唯一御大工頭となった井上孫太夫正明の親もまた棟梁大工であった。

以上のように、宝暦9年次と11年次では御大工頭昇任に関して両極端な登用年次であり、この両年次の人物を比較対照することの妥当性は相当低いと考える。すなわち両年次の差は出自等による差ではなく、昇任のタイミングに問題⁽³²⁾があったと考えざるを得ない。しかし、御扶持方大工・御大工の登用時の年齢からの推定では、両者に大工としての能力に差があったことは十分考えられた。

b. 建仁寺流との関わりについて

次に、建仁寺流に通じていることが、御大工頭への昇任で重く評価されるとの説も主張されている⁽³³⁾。とすると、加賀建仁寺流の宗家と言える山上家からは、相当人数が御大工頭に昇任していたはずである。しかし、実際には宝永5年以降、同家より7名が御大工となって

いたが、文政元年に善右衛門吉順が御大工頭に昇任しているだけで、藩政期を通じてたった1名しか御大工頭を輩出していなかった。さらに、藤岡恭福・松波貞成の活躍した時期は、山上家に伝来した建仁寺流秘伝の書の管理を巡って、藩当局と山上家に思惑の対立があった⁽³⁴⁾。そして、善五郎吉政の死後養子となった享保年間の三郎太夫吉通から寛保～安永年間の奎之助吉知までの当主は、「入唐大工〇代」等の由緒を示す名乗りを棟札に記入することに、藩から承認が得られない状況にあったとされる⁽³⁵⁾。

一方、藤岡家に伝来した建仁寺流は、山上家との直接師弟関係によるものではなく、山上家から池上家⁽³⁶⁾に伝来した傍系の建仁寺流をさらに分枝したものに過ぎなかった。このような加賀建仁寺流の師弟関係は、この頃に加賀藩内の大工の間においては一般的なものに広がっており⁽³⁷⁾、建仁寺流の精通に程度の差はあっても、上位の大工にとって決定的差ではなかったと考えられる。

さらに、これまで全く検討されたことはなかったが、松波貞成の次男は、まだ貞成が存命中の安永2年に、前出の山上吉知の養子となった御大工山上善五郎吉亨であった⁽³⁸⁾。加えて、この吉亨から再び「入唐大工〇代」の名乗りを棟札に記入することが、藩から公式に認められていた⁽³⁹⁾。したがって、その実父である松波貞成が、建仁寺流と全くの無関係、無関心であったとは思われない。むしろ松波貞成の方が、藤岡恭福よりも加賀建仁寺流の正統に近い存在であったと見るべきである。

以上から判断すれば、松波貞成が御大工頭に昇任できなかったのは、建仁寺流の件とも無関係とみてよからう。

すなわち、藤岡恭福と松波貞成とは、実力以外の点を比較しても、その差を説明することはほとんどできない。しかし、両名の実力についても、推測し得るのみで直接比較することは難しく、つまるところ、両名を比較しても御大工頭に昇任し得る理由は説明することは現状では不可能と言える。

②大西政時と井上明矩の場合

次に、既往研究⁽⁴⁰⁾で御大工頭の昇任条件がすでに提示されていることから、条件に合致する例として取り上げられた大西久左衛門政時と井上庄右衛門明矩の具体例について、両名の勤務実態の分析を通じて当該昇任条件の妥当性の検証を試みる。

a. 大西政時の御大工頭昇任前後の勤務実態

ところで、前出の田中氏は、「御大工頭への昇進の条件は、藩の作事の経験を積んだ御大工の中から〈御用向き第一〉、〈御用方綿密〉に勤務し、功績をあげた場合に認められ、その結果として切米を加増されたことが判明する。」としている⁽⁴¹⁾。しかし、〈御用向き第一〉、〈御用方綿密〉とした具体的な説明が不足しているように思える。

そこで、大西政時が御大工頭に昇任した文化6年(1809)12月前後について、大西政時と井上明矩の勤務実態を明らかにするため、『日並記』から両名に関する記述を抽出し、当該箇所を分類し表1-2-1に掲げた。当史料は、両名がこの時期ともに従事した金沢城二ノ丸再建工事の記録であり、当該工事を差配した造営奉行の1人である高島厚定が記した役務日記として信頼性は高く、検証に最適な史料と考えられる⁽⁴²⁾。

両者の勤務実態を本表からみると、井上明矩(年齢不明)は、工事に関する指示・報告等の具体的な仕事に関する記述が、76件中69件と大部分を占めていた⁽⁴³⁾。これに対して、大西政時(51才)は、工事に関する指示・報告等に関する記述はわずかに33件中15件に過ぎず、欠勤等⁽⁴⁴⁾に関する記述がそれに次ぐ12件と多かった⁽⁴⁵⁾ことが判明した。

また、『日並記』によれば、井上明矩以外に、清水又十郎篤郷(32才)、山上善右衛門吉順

(26才)の若手の御大工も、昇任した大西政時より工事に関する指示・報告等の記述件数が多かった⁽⁴⁶⁾。一方で、当時御大工頭であった高橋貞右衛門孝年(74才)については、たった3日3件しか記述がなかった。そのうち2件は棟札に記される大工として、残り1件は能の拝見者として、いずれも名前のみが記されているだけで、二ノ丸再建工事に具体的に関わっていたことを示す記述は1件もなかったことが判明した⁽⁴⁷⁾。

このように、御大工頭はもとより、大西政時以外の御大工と比較しても、井上明矩の仕事に関する記述は際立って多いことが判った。さらに、井上明矩の欠勤はたった1日だけ記されているが、その同じ文化6年1月16日に、井上明矩と相談すべき事項が2件も挙げられている。そして4日後には、井上明矩はその2件に対する絵図を提出していたことが記述されており、昇任が後となった井上明矩の方は、確かに〈御用向き第一〉、〈御用方綿密〉であったと言える。

一方、大西政時は、この期間しばしば欠勤を繰り返しており、少なくとも〈御用向き第一〉と言える状況にはなかった。御大工頭昇任前後の時期に、大西政時が頻繁に欠勤していた事実を明らかにしないまま、これまで論考されていた。さらに、文化6年2月の二ノ丸御殿および橋爪門の上棟式での役を務めていない⁽⁴⁸⁾など、大西政時のこの時期の勤務実態は、文化大火後の二ノ丸再建工事で重要な役割を十分に果たしていたとは言い難かったことが判明した。

b. 大西政時の御大工頭昇任の理由について

ところで、田中氏は、この『日並記』を引用し、「二人〔井上明矩、大西政時〕とも造営方の作事によく精励したことがわかる。」⁽⁴⁹⁾ともしている。しかし、大西政時の昇任理由を示した原文は、「今般御造営方御用、別手合ニも主附、格別出精相勤候ニ付」であって、別手合(今般造営方御用(二ノ丸再建工事)とは別の作事)において、「主附」として「格別出精」したとする趣旨であり、誤読ではないだろうか。つまり、御大工を相当期間勤めていれば、「主附」として「格別出精」に工事を担当したことは何度もあったと考えられることから、「格別出精相勤」は、昇任させる理由としての常套句に過ぎなかったことが窺える。

このように、昇任の要件としての勤務状況については、大西政時のように、過去の業績が評価され、昇任直前の勤務状況は重視されていなかったと思われる例が認められた。すなわち、既往研究の結果とは合致しない実態が再び明らかとなり、既往研究の示した昇任条件にも疑義が生じた。そこで、拙稿 i では、御大工頭昇任者の傾向を明らかにすることとし、信頼性の検証を行った既知の加賀藩大工史料を用いて論考し、史料の信頼性検証の有用性を実証的に示す試みを行った。

大西政時の御大工頭昇任前後の大西政時・井上明矩両名の勤務状況(『日並記』より)

記 述 内 容	大西 政時	井上 明矩
直接二ノ丸再建 工事に関わる指 示・報告等	文化 6 年1/19、4/4、 4/6、6/21、6/22、6/23、 7/2、7/4、8/9、9/14、 9/19、10/3、10/8、 12/10、 文化 7 年5/20	文化 6 年1/5、1/6、1/8、 1/9、1/12(2 件)、1/13、 1/16(2 件)、1/20、1/22、 1/25、1/30(2 件)、 2/1(2 件)、2/2、 2/18(2 件)、2/19、2/27、 4/7、5/12、5/14、6/5、6/6、 6/9(2 件)、6/11(2 件)、 6/16、6/20、6/21(2 件)、 6/24、6/26、7/1、7/8、 9/1(2 件)、9/2、9/3、 9/4(2 件)、9/5(2 件)、 9/6(2 件)、9/8(2 件)、 9/10、9/15、9/18、 10/4(4 件)、10/12、10/15、 10/18、11/4、12/4、12/7、 12/10、文化 7 年2/18、 3/10、5/1、5/2、5/14
	15件	69件
欠勤(欠勤明け 出勤等を含む)	文化 6 年1/26、2/3、 2/4、2/6、2/13、2/25、 11/1、12/3、 文化 7 年5/18、5/21、 5/24、6/8	文化 6 年1/16
	12件	1 件
棟札への名前記載 昇任・昇給 御能拝見 御褒美頂戴等	文化 6 年2/26、2/27 文化 6 年12/28 文化 6 年5/8 文化 7 年4/18、4/21	文化 6 年2/26、2/27 文化 6 年12/28 文化 6 年5/8 文化 6 年2/19、 文化 7 年4/21
	6 件	6 件
合 計	33件(33日)	76件(57日)

表 1-2-1 大西政時昇任前後の両名の勤務状況

記 述 内 容	大西 政時	井上 明矩
直接二ノ丸再建 工事に関わる指 示・報告等	文化 6 年1/19、4/4、 4/6、6/21、6/22、6/23、 7/2、7/4、8/9、9/14、 9/19、10/3、10/8、 12/10、	文化 6 年1/5、1/6、1/8、 1/9、1/12(2 件)、1/13、 1/16(2 件)、1/20、1/22、 1/25、1/30(2 件)、 2/1(2 件)、2/2、 2/18(2 件)、2/19、2/27、 4/7、5/12、5/14、6/5、6/6、 6/9(2 件)、6/11(2 件)、 6/16、6/20、6/21(2 件)、 6/24、6/26、7/1、7/8、 9/1(2 件)、9/2、9/3、 9/4(2 件)、9/5(2 件)、 9/6(2 件)、9/8(2 件)、 9/10、9/15、9/18、 10/4(4 件)、10/12、10/15、 10/18、11/4、12/4、12/7、 12/10
	14件	64件
欠勤(欠勤明け 出勤等を含む)	文化 6 年1/26、2/3、 2/4、2/6、2/13、 2/25、11/1、12/3、	文化 6 年1/16
	8 件	1 件
棟札への名前記載 昇任・昇給 御能拝見 御褒美頂戴等	文化 6 年2/26、2/27 文化 6 年12/28 文化 6 年5/8	文化 6 年2/26、2/27 文化 6 年12/28 文化 6 年5/8 文化 6 年2/19
	4 件	5 件
合 計	26件(26日)	70件(51日)

表 1-2-2 大西政時昇任前の両名の勤務状況

記 述 内 容	大西 政時	井上 明矩
直接二ノ丸再建 工事に関わる指 示・報告等	文化 7 年5/20	文化 7 年2/18、3/10、5/1、 5/2、5/14
	1 件	5 件
欠勤(欠勤明け 出勤等を含む)	文化 7 年5/18、5/21、 5/24、6/8	
	4 件	0 件
御褒美頂戴等	文化 7 年4/18、4/21	文化 7 年4/21
	2 件	1 件
合 計	7 件(7 日)	6 件(6 日)

表 1-2-3 大西政時昇任後の両名の勤務状況

iv これまでの史料利用の問題点

以上のように、これまでの加賀藩の大工史料による研究には、史料の信頼性の検証が不十分であった問題点として、各史料が主従関係にないことが未確認であったことに加え、史料による史実の認定についても問題点として以下の事例が見られた。

ア 史料中の文面の意味を慎重に読み解くことなく、字面だけを鵜呑みにし、不正確な推測を行う。

イ 史料全体の読解が不正確なまま、判明した一部分だけを採用する。

ウ 史料全体による検証を行わず、自説に都合の良い部分だけを採用し明示する。

さらに、自説に不都合な部分はあえて記述されることは少ないから、ほかの研究者による再検証には手間が掛かることとなり、結論に対する他者による再検証がされないままとなっていることは、また別の根本的に重大な問題である。

つまり、既往研究の事例で示したように、史料の信頼性の検証が不十分なために誤って導かれた結果が、常に引用され続ける事態を招く恐れがあることが判る。そこで、史料を利用した論考を中心とする研究については、建築史分野においても、少なくとも主要な研究対象の史料について信頼性を検証することは、必要不可欠であると考ええる。

それでは、どのような方法で史料の信頼性の検証を実施すれば妥当であるのかを、次節でその方法を提示し、次章以降で対象史料に対して信頼性の検証を実地に試みる。

なお、『日並記』は、本来、文化大火後の二ノ丸再建工事の造営奉行であった高島厚定の私的な職務日記として書かれた文書であるが、後に藩(前田家)に献上されたことから前田家蔵となり、現在、前田家から金沢市に譲渡された加越能文庫の所収となっている。藩(前田家)に献上された経緯はあきらでないが、明治期に藩政期の記録を藩主周辺でまとめる動きがあったことに関係したともされる⁽⁵⁰⁾。記録者が担当奉行であり、藩政の記録編纂のために藩に献上されたとすれば、元々私的史料であったとしても、信頼性は乏しいものではないと一応推定することができる。しかし、月によっては記述された日数が著しく少ない月がある点は、件数による頻度の比較を行うような検証を実施する際には、やや注意が必要となる。今後、別途詳細な検証が必要と考える。

3. 研究の方法

(1) 検証対象史料について

前節で見たように、従前の研究では、史料の信頼性検証が十分でなかったため、疑義が生じた。そこで、まず加賀藩の大工史料を対象に、その信頼性の検証方法について整理する。

本稿での研究対象とする史料の範囲は、文字情報を主体とする史料とし、指図、絵図に類する史料は、別稿において論考を行うものとする。本稿ではさらに、それらの文字情報が主体の史料のうち、作成者または所蔵者が、加賀藩のお抱え大工または作事方(造営方を含む)の役所・役人である史料に限定した。

ところで、加賀藩のお抱え大工を長年勤めたことが知られている家系に伝来し、相当数の文献、指図・絵図等の史料を所収している、Ⅰ清水文庫、およびⅡ渡部家文書が、地元に残されている。

清水家は、本家が初代利家にお抱え大工として仕え、幕末まで存続した点でお抱え大工として由緒があると言えるが、本家、又十郎家ともに一時期お抱え大工から外れたことがあった。これに対して、渡部家は、3代利常以来一度もお抱え大工から外れることなく9代続けてお抱え大工を勤め、明治維新を迎えている。この間2名の藩御大工頭を輩出し、維新後も建築関係の職業を続けていた点で、清水家等と並ぶ加賀藩お抱え大工の由緒のある家柄と言える。なお、渡部家文書は、渡部家が代々加賀藩大工集団のなかで重要な地位を占めたとして、小松市指定文化財となっている。したがって、両家の所蔵した史料として、清水文庫、渡部家文書ともに、加賀藩の大工研究にとって重要な史料と考えられる。

そこで、各所収の史料のうち、拙稿 i・j の論考で主として利用した、

I 清水文庫 『御大工知行帳』等、『御作事所役人附』

II 渡部家文書 栗林又七『先祖并一門付之覚』(以下、『又七覚』)、
渡部家『累代系図』⁽⁵¹⁾

を検証対象に選択し、その信頼性の検証を試みることにした。

すなわち、本稿では、異なるカテゴリーの史料として、准公的史料(藩作成の史料の写し等)である『御大工知行帳』・『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』(清水文庫)、『又七覚』(渡部家文書)と、私的史料である『御作事所役人附』(清水文庫)、渡部家『累代家図』(渡部家文書)の、いずれも代々加賀藩のお抱え大工であった家系に伝来した史料を対象とした。また、公的史料として信頼性が比較的高い旧藩蔵(金沢市立玉川図書館蔵の加越能文庫所収)の『由緒書』等を、各史料の比較検証史料として利用した。

(2)具体的な手順⁽⁵²⁾

i 史料の信頼性の検証

①史料の来歴・真純性の検討

史料の分類・本原性の判断基準となる。

②史料の価値判断(史料の分類と性質)

史料の来歴による分類が主となるが、その史料の作成意図や作成方法に起因する性質による利用上の制限事項の存在にも留意して判断される。

③史料の本原性の検討

「主従関係のある史料」の記述は、同じ様になることが当然で有り、「主従関係にある史料」同士の記述が一致しても、それらの史料の信頼性を検証したことにはならない。

そこで、本稿では、主従関係にない対照史料によって史料の信頼性を検証する必要があることから、本原性の吟味において、主従関係の確認に重点を置くことにした。

もっとも、対照史料は、対象となる史料との主従関係にないだけでなく、次に挙げる「同系統の史料」群に属さないことが明らかでなければ、対照のための検証史料として十分と認めることはできないと考える。

以上のような手順と考え方によって、史料の信頼性の検証を試みる。

ii 史実の認定と史料の適用制限

次に、その史料批判の結果に基づき、以下のように当該史料を利用する。

①史実の認定方法

信頼性の乏しい史料の記述が、史実と認められる可能性は低く、当然、信頼性の高い史料が優先される。ここでは、信頼性の高い史料間での史実の決定について示す。

○ 直接的な主従関係になくとも、「主従関係にある史料」の連環により生じる原初史料を同一とする一団の史料群を、「同系統の史料群」とし、その群を構成する史料を「同系統の史料」と呼ぶことにする。

したがって、「主従関係にある史料」は、「同系統の史料」の一形態であり、最も近い関係にある史料と言える。

○ 対象史料の信頼性を確認するため、「同系統の史料」であることが考えにくい対照史料との記述の比較を行う。その結果、

・対照史料に多少相異が見られる場合、その相異は伝承過程で当然生じるであろう情報の劣化と考えられる。

なお、対象史料と対照史料の信頼性が確認されると同時に、当該史料の記述が史実と

認めて良いと考えられる。

- ・一方、ほぼ完全に一致した場合、むしろ、「同系統の史料」であることが疑われるので、両史料の作成過程がよほどはっきりしていない限り、ほかの史料による検証等が必要である。
- ・両史料の記述が異なる時は、さらに「同系統の史料」ではない対照史料を追加して検証を行う。

②史料の適用制限

信頼性を検証した結果、当該史料に欠点が見つかったとしても、当該史料の持つ固有の適用制限の範囲(特性)が決定できれば、特性に沿って利用方法を工夫することによって、その制限範囲内で研究課題の検証に利用することができる。このことについては、拙稿 i の実例で実証した。

各章共通 凡例

※ 引用文中の / は改行を示し、[] は筆者が加筆した注である。

拙稿については、以下のように略す。

拙稿 a : 「『造作辨圖解 上下』と『加州金澤御城来因略記』—金沢城石川門・河北門整備の根拠史料に関する検証—」『金沢城研究』第 6 号、石川県金沢城調査研究所、pp.93-102, 2008.3

拙稿 b : 「『御大工知行帳』の成立と信頼性に関する考察—加賀藩御大工栗林家の家系検証を中心に—」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.435-438, 2009.7

拙稿 c : 「富山藩における栗林家の家系に関する考察—加賀藩御大工栗林家の研究—」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.439-442, 2009.7

拙稿 d : 「奥村家(嫡流)作事方の池上家について—加賀八家の作事方に関する研究—」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.443-446, 2009.7

拙稿 e : 「加賀藩御大工黒田家について—加賀藩における四天王寺流に関する研究—」『日本建築学会北陸支部研究報告集』第52号、pp.447-450, 2009.7

拙稿 f : 「池上右平に関する史料の発見と考察」『日本建築学会技術報告集』第16巻、第33号、pp.735-738, 2010.6

拙稿 g : 「加賀藩のお抱え大工制度に関する研究 その 1 藤岡庄左衛門恭福と松波源右衛門貞成の事例を中心に」『日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸)』F-2、pp.29-30, 2010.9

拙稿 h : 「加賀藩大工史料『御作事所役人附』について」『日本建築学会技術報告集』第17巻、第35号、pp.369-372, 2011.2

拙稿 i : 「加賀藩御大工頭への昇任に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第76巻、第666号、pp.1461-1467, 2011.8

拙稿 j : 「加賀藩お抱え大工の黒田家について」『日本建築学会計画系論文集』第76巻、第666号、
pp.1469-1474, 2011.8

第1章

[註]

- (1) 加賀藩のお抱え大工には、下から御扶持方大工、御大工、御大工頭の基本的な3階層が存在する。御大工頭は、藩内の大工の最高職となる。
御扶持方大工は、俸禄を扶持米でいただき、御大工は、俸禄を切米でいただき御歩並みとされた。御大工頭は、宝永5年(1708)に初めて任命され(制定は宝永2年とされる)、宝暦11年(1761)に中断、安永2年(1773)から再設置されて幕末の慶応3年(1867)2月に廃止されるまで存続した。俸禄は御大工と同じ切米であるが、役料5人扶持が付加され、御歩の上、与力の下に位置づけられた。
ことわりがない限り、本稿中の御大工や御大工頭等は、加賀藩のお抱え大工の階層名を指す。
- (2) 金沢市立玉川図書館蔵
- (3) 田中徳英『加賀藩御大工の研究—建築の技術と文化—』(桂書房 2008)
以下、『加賀藩大工の研究』とする。
当書は、田中徳英『加賀藩御大工の研究—主として建仁寺流大工山上家について—』『昭和55年度科学研究費補助金奨励研究(B)報告書』(1980)等をまとめたものである。
なお、本稿では、田中氏は田中徳英氏を指す。ほかの田中氏については、反復しても名前を省略しない。
- (4) 櫻井敏雄・松岡利郎「第三章 加賀藩大工と古絵図」『石川県の近世社寺建築』(石川県教育委員会, pp.218-274, 1980)
以下、「第三章 加賀藩大工と古絵図」とする。
- (5) 内藤 昌「第五章 前田利家の大工」『近世大工の系譜』(ぺりかん社 1981 pp.90-101)、および「第八章 徳川家光の大工」(同 pp.127-152)を参照
- (6) 浅香年木「北陸における建仁寺流大工の展開—棟札を素材とした考察—」『物質文化 第20号』(pp.1-14 1972.10)
- (7) 河田克博『近世建築書—一堂宮雛形2 建仁寺流』(大龍堂書店 1988)
河田克博・渡辺勝彦・内藤昌「加賀建仁寺流系本の成立」『日本建築学会計画系論文報告集 第386号』(pp.109-119 1988.4) ほかの一連の研究論文
- (8) 中川 武「「匠明」と「諸記集」について」『日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)計画系(建築歴史・建築意匠)』(pp.2085-2086 1978.9)
- (9) 村松貞次郎・狩野勝重「建仁寺流大工山上家伝来の武家屋敷図について」『日本建築学会学術講演梗概集』(pp.1585・1586 1974.10)
- (10) 田中喜男「第二章 第二節 拝領地職人の存在形態 1 大工」『幕藩制都市の研究』(文献出版 pp.128-191 1986)
なお、上記の著書の一部とほぼ同じ内容が、田中徳英氏の『加賀藩大工の研究』pp.79-87の部分に、独自の成果のように記述されている。
- (11) 森下 徹「補論 加賀藩作事所による大工の管理」『日本近世雇用労働史の研究』(東京大学出版 pp.191-219 1995)
- (12) 本稿における『日並記』は、『金沢城史料叢書1 御造営方日並記』上巻 石川県教育委員会2004、同 下巻 2005による。
- (13) 白峰 旬「文化期金沢城二の丸再建工事期間の労務管理に関する考察」『金沢城研究 第7号』(石川県金沢城調査研究所 pp.55-70 2009)
- (14) 『御大工知行帳』については、第2章で詳しく紹介するが、前田利家の代から文政9年に召し抱えられた御大工等の名・俸禄・主な事績等を書き上げた史料である。なお、本研究では、後述する同種の史料である『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』と併せて『御大工知行帳』等と一括している。
- (15) 「前田利長書状」(尊経閣文庫所収前田育徳会所蔵、慶長14年9月14日付神尾図書宛)『加賀藩大工の研究』のp.29
なお、利長は前田利家の嫡男である。
- (16) 「利長公越中富山へ御隠居之節被 召連人数之帳」(加越能文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)
- (17) 「御大工橋本宗右衛門江被 下置候御書写壱通」は、目録名称『御大工御壁塗等への書状写』に綴られている。
- (18) 『加賀藩大工の研究』のpp.28-31
- (19) 『加賀藩大工の研究』のp.521。太右衛門光則が慶安3年に病死したとする『由緒書』記述を信頼すれば、櫻井氏等が指摘した気多神社拝殿小屋束の「同(加州大工)太右衛門」の墨書等のような承応年間の太右衛門は、光則ではありえない。

また、『能州石動山絵図』(石動山本社承応2年(1653)建立棟札によれば、建設に御大工黒田正重が関わったことが知られる)の絵図作者「御大工 太右衛門(尉)」は、社殿の建築に関わった黒田太右衛門正重と見るのが妥当である。

- (20) 同種の例は、『加賀藩大工の研究』p.191の注(150)で、「辰巳御櫓絵図」の袋の内側に「文化七年」とあることから、中の絵図も文化7年以降の製作と考えている。しかし、これは当該袋に絵図が入れられたのが「文化七年」以降であることが示されただけで、絵図が作られた時期は全くその制約を受けず、文化6年以前に作製されていた絵図が、文化7年以降に当該袋に収められた場合も十分あり得ることである。にもかかわらず、同氏が断言し得たのは、同書以前に発表していた正見 泰「金沢城本丸櫓群の図面類について―辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証―」『金沢城研究 第4号』(pp.61-74 200)の拙稿において、すでに正しい方法で天保10年を特定していたからにはほかならない。
- (21) 『諸記集』は、池上家文書所収、静嘉堂文庫蔵
- (22) 「第三章 加賀藩大工と古絵図」のp.232
- (23) 櫻井氏は、「元禄六年(一六九三)天徳寺山門棟札写に「堀内吉政五代安田善次郎正納」とあり」としている。「第三章 加賀藩大工と古絵図」の p.232
- (24) 『御大工知行帳』によれば、黒田正重は寛文9年(1669)に病死している。
なお、後述する『御大工知行帳』の特性を考慮しても、延宝年間以降のことであり、正重の享年については信頼できる。
- (25) 『諸記集』は、静嘉堂文庫蔵の池上家文書所収。内藤 昌「『匠明』の祖本：『諸記集』について―流派成立の一考察―」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)計画系(建築歴史・建築意匠)』(pp.1507・1508 1975.10)のp.1508の図3等や、最近刊行された『加賀藩大工の研究』のp.520の図13に至るまで、多くの論文・書籍で引用されているが、いずれも「同性」の文言には全く触れていない。
なお、辰巳光政は、『御大工知行帳』に加賀藩御大工として記載がある。
- (26) 森下 徹「補論 加賀藩作事所による大工の管理」『日本近世雇用労働史の研究』(東京大学出版, pp.191-219, 1995)
- (27) 『加賀藩大工の研究』のp.38
- (28) 『御大工知行帳』は、拙稿bによる検証では、文政年間の頃になると、『御大工知行帳』の記述の信頼性は高いと考えられる。
- (29) 『加賀藩大工の研究』のpp.129-132
- (30) 『泰雲公御年譜』(『加賀藩史料』第八編、前田育徳会、1980復刻による)「第三章 加賀藩大工と古絵図」のP.226
- (31) 親の階層内訳は、御大工2名、御扶持方大工1名、棟梁大工3名、不明1名である。
- (32) 拙稿gで示したように、御大工頭のポストに定数の概念が存在し、当時御大工頭であった清水治左衛門峯充と清水多四郎軌亮の両名(宝暦9年登用組)が長期在任したため、ポストに空きがないことが判る(拙稿g図1)。
- (33) 田中氏による説、『加賀藩大工の研究』のpp.129-132
- (34) 『山上善右衛門略系図由帳(文政6年)』(京都国立博物館保管)による。以下、『略系図』とする。
- (35) 『加賀藩大工の研究』のpp.478-479
- (36) 『加賀藩大工の研究』のp.498-502
天守指図で知られる池上右平の養父の弟子であった池上宗仙の家系とされるが、詳細は判っていない。この池上家は加賀藩お抱え大工の家系ではないが、御大工頭大西政乗の実家である。
- (37) 例えば、清水文庫に建仁寺流の木割書が所収されているが、清水又十郎家が建仁寺流を大々的に喧伝した形跡はない。
- (38) 『略系図』
- (39) 『略系図』には、山上家秘伝書の保管問題解決に、松波貞成が関与していたことが記されている。また、吉亨に棟札の名乗りが許されたのは、保管問題が決着したためと推定する。
- (40) 『加賀藩大工の研究』
- (41) 『加賀藩大工の研究』のp.67
- (42) 造営奉行は、藩主・城代の上層部の意向を受け造営方所管の工事について、お抱え大工を直接かつ具体的に指揮している。また、白峰論文によれば、当史料には職人の怪我、病気について詳細に記述されており、「労務管理の統括責任者は造営奉行であったと見なされる。」また、当該工事の「労務管理の実態を把握するには好個の史料であると評価できよう。」とされている。なお本研究は、『日並記』の引用は『日並記』上巻・同下巻(金沢城研究調査室 2004・2005)の翻刻文によったが、原本は、加能越文庫所収、金沢市立図書館蔵である。

また、現存する当史料は、文化6年1月から文化7年6月まで間の、大西政時・井上明矩がともに従事した二ノ丸の再建工事が記録されている。したがって、大西政時の御大工頭昇任前後の両名の勤務状況を知るのに、これほど適切な史料はない。しかし、『加賀藩大工の研究』や白峰論文では、当史料の両名の記述箇所全てを網羅して考察されておらず、両名の記述箇所全てを含めて検証したのは、本研究が初めてである。もちろん、『日並記』下巻に収録された索引に記載のない箇所についても、悉皆調査した。

大西政時には、1日に単純な1件だけが記述されることが多いが、井上明矩には1日に複数件の指示・報告等がある日が多く、さらにその1件が具体的な細かな複数の事項に分かれている場合も少なくない。したがって、両名の仕事に関する記述量の差は、件数以上に大きく異なっている。

- (43)ほかに、前日に井上明矩が提出した図について吟味したことが、2件(ともに文化6年1/21)記されていた。なお、『日並記』下巻の索引にある上巻p.82の庄右衛門は源五郎手代の1人と思われる。

また、本文中の名前の後の(年齢)は、文化6年当時の数え年を示す。以下同じ。

- (44)白峰論文によれば、『日並記』の記述中の「見合」が欠勤を指すと考える。出勤を見合わせるの意か。

- (45)大西政時は、2/3「今日見合候事」、2/4「今日見合之事」、2/6「痛所急ニ不宜躰」2/13「痛所ノ平癒、今日より出勤之事」となっているから、2/3～12まで「痛所」により連続欠勤していたと推定できる。また、その前後期の1/26・2/25にも「見合之事」となっており、文化6年1月下旬から2月にかけて大西政時の具合はかなり悪かったと推測される。

この2月の欠勤の原因となった「痛所」が、公傷による痛みであれば状況は違ってくる。しかし、工事現場での大工等の怪我及びその後の措置について詳細に記録されている(白峰論文)が、これ以前に政時が現場で怪我をしたとの記述はないので、公傷を負っていた蓋然性は極めて低いと考える。

また、昇任直前の欠勤理由として、11/1・12/3は「不快」とだけ記すが、昇任後の5月の欠勤理由には「疝癰」とあって、2週間以上も欠勤したことが判る。それでも完全な回復には至らず、6/8に痛みをこらえて出勤したことが記されている。この経過から見て、大西政時は、疝気や癰に類する痛みが持病化していたと考えられる。

とすれば、2月の「痛所」や11・12月の「不快」も怪我によるのではなく、疝痛による可能性が高く、「痛所」は内臓疾患に起因する痛みを指すと考えるのが妥当である。また、「痛所」が怪我による痛みであったとしても、先に述べたようにその原因は公傷ではなく、私傷と思われる。

なお表1のほかに、大西平右衛門を、「久左衛門[政時]せがれ」と表現した2箇所(文化6年2/9、2/20)が見られた。

また、『日並記』下巻の索引にある下巻p.335の久左衛門は政時ではなく祖父の政乗である。

なお、拙稿 i で、大西政時の欠勤日のうち文化6年2/25を見落としていたため、表1-2-1中で1件少なくなっている。訂正する。

- (46)清水篤郷は、39日40件の記述のうち仕事の指示・報告等が38件(ほとんどが材木費・木割費用の払書提出)であった。山上吉順は、22日24件と日数こそ少ないが、うち22件が仕事の指示・報告等で大西政時よりも多い。また、両名ともに欠勤の記述はなかった。

- (47)3件のほか、文化7年4/21の御褒美頂戴では、「御大工頭大西久左衛門等兩人」のように扱われる。『日並記』では、高橋孝年が、文化6年3月以降に手斧始めのあった、御造営方の管轄する裏口門・橋爪櫓・二ノ丸菱櫓の各工事に直接関わっていた形跡が認められなかったにもかかわらず、清水文庫所収『金沢城橋爪御門等門櫓棟札写』に御大工頭として記載されていた点は注目される。これらのことは、棟札に記載された者≠工事関係者であることを示すと同時に、二ノ丸再建の重要工事であるにも関わらず、御大工頭がほとんど関与していなかった可能性をも示している。

このことと、後述の御大工頭中断期間に造営方による城内再建のみ行われ、他の作事は休止状態であったことを併せて考えると、御大工を兼職しない御大工頭は、造営方の工事に直接関与しなかったことが考えられる。

ところで、上記の『金沢城橋爪御門等門櫓棟札写』であるが、これまでは無批判で利用されてきた。しかし、同書中の「橋爪御門」の棟札写には、御大工に井上明矩の記載は無く、『日並記』の記録と矛盾があり、検証が必要である。もっとも、実施文と相異のある写しであったにせよ、関与の有無に拘わらず、棟札に御大工頭を記載することが一般的と考えられていたことを例証する史料としては妥当と考える。

なお、棟札の御大工の掲載の順序は、同役では在職期間が長い者が、期間が同じ場合は俸禄が高い者が先(右側)になっていた。

- (48)式当日の役には就いていないが、昇任後の文化7年4/18の項で、大西政時が昇任直前に橋爪櫓の棟札の筆を執っていたことが判る。

(49)『加賀藩大工の研究』のp.67

(50)木越隆三・石野友康『日並記』上巻の解説pp.388-408

(51)渡部家『累代系図』は、加賀藩御大工を代々勤め、御大工頭を2名輩出した渡部家の由緒書で、16世紀の元祖の渡邊監物から始まり、明治以降も記録が続けられた。各代の事跡・親類が詳細に記載されている。

(52)この手順は、歴史学で「史料批判」と呼ばれる史実の決定方法の手順を簡略化したものである。

本研究は、今井登志喜氏の『歴史学研究法』（東京大学出版会、1953.4初版,1983.2第24刷）に記載された「史料批判」の考え方を基にし、対象を近世大工史料に限定し、その信頼性の検証に応用する試みである。

なお、『歴史学研究法』における借用史料とは、本原史料より内容を借用した史料のことを指す。

第2章 清水文庫史料の信頼性の検証

本章では、准公的史料の『御大工知行帳』・『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』について、藩の公的史料である由緒書類(加越能文庫)や信頼度の高いその他の私的史料等との比較により、成立の解明や成立・性格に起因する記述の特性を明らかにする。

また、私的史料である『御作事所役人附』については、まず史料自身の記述を詳細に検討する。その後、同様に由緒書類や信頼度の高い私的史料に、上記の『御大工知行帳』等を加えて信頼性を検証し、史料としての特性を明らかにする。さらに、明らかにした特性に沿った利用方法を示すとともに、疑問の残る記述には考察を加える。

1. 史料について

(1) 清水文庫の概要

清水文庫は、代々加賀藩お抱え大工であった清水又十郎家の当主で、当時東京で開業医となっていた清水秀夫氏が、昭和初めの第2次世界大戦中に、金沢市立図書館に寄贈した図書類である。清水又十郎家は、利家の代からの前田家に仕えたとされる九郎兵衛定基を初代とする清水家の傍系⁽¹⁾で、明治維新まで存続し、清水本家とならび3名の御大工頭を輩出している。

金沢市立図書館の目録(1952年刊行)によれば、当文庫には、江戸時代の加賀藩お抱え大工であった当時の史料のほか、軍士官および軍医に転じた明治以降に収集された医学書なども含まれており、多岐にわたる。寺社関係73点、医学・衛生43点、建築工学・兵事146点、歴史・地誌154点であり、合計416点となる。

このうち近世大工史料とできるのは、235点である。建築工学・兵事の分類点数よりも多くなっているのは、寺社関係の大部分が指図等であり、歴史・地誌に分類されたものの中にも近世の絵図ほかが含まれているからである。

(2) 『御大工知行帳』等

i 形状および特徴

『大工知行帳』は、横約34cm、縦12.7cmで、和紙が横長に綴じられている。利家の代から文政9年まで(～1826年)に加賀藩に召し抱えられた御大工等の名・俸禄・主な事績等を書き上げた史料であり、正式な標題は、『高德院様 / 瑞龍院様 / 微妙院様御代 天正年中より之御大工御知行御切米等覚』である(図2-1-1)。

『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、縦23.5cm横17.5cmで、和紙が縦長に綴じられている。寛政期以降(1789年～)から加賀藩に召し抱えられた御大工等の名・俸禄・主な事績等を書き上げた、『御大工知行帳』と同様な性格の史料である。正式標題は、『寛政年中より御大工頭御大工被 召出候名前御知行御切米高并御扶持方大工名前等覚書帳』である(図2-1-2・3)。

両史料は、ともに金沢市立玉川図書館の清水文庫所収であり、加賀藩お抱え大工の清水又十郎家に伝来した。本稿では、『大工知行帳』と『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の2史料を併せて、『御大工知行帳』等と呼ぶ。

また、『御大工知行帳』等は、加賀藩のお抱え大工の研究には欠かせない史料として重用されてきた。殊に前出の栗林家のように初期の御大工等については、『御大工知行帳』が唯一の史料となる場合がある。しかし、『御大工知行帳』等の成立の経緯や内容の信頼性に関して、これまで十分な検証がされているとは言えなかった。

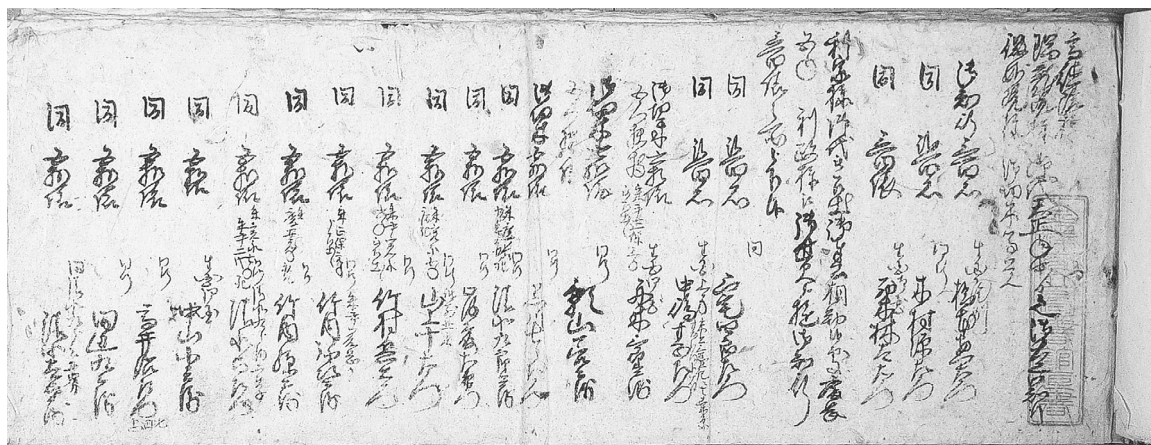
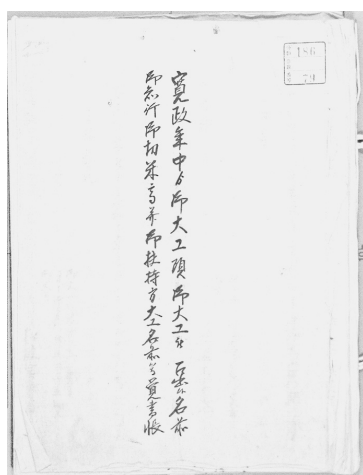
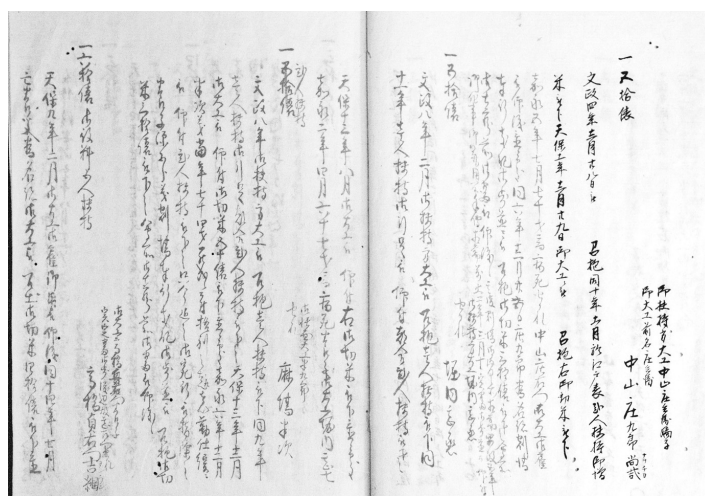


図 2-1-1 『御大工知行帳』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵) 冒頭



左：図 2-1-2 『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵) 表紙



右：図 2-1-3 同 本文の例

ii 『御大工知行帳』の成立に関わる記述

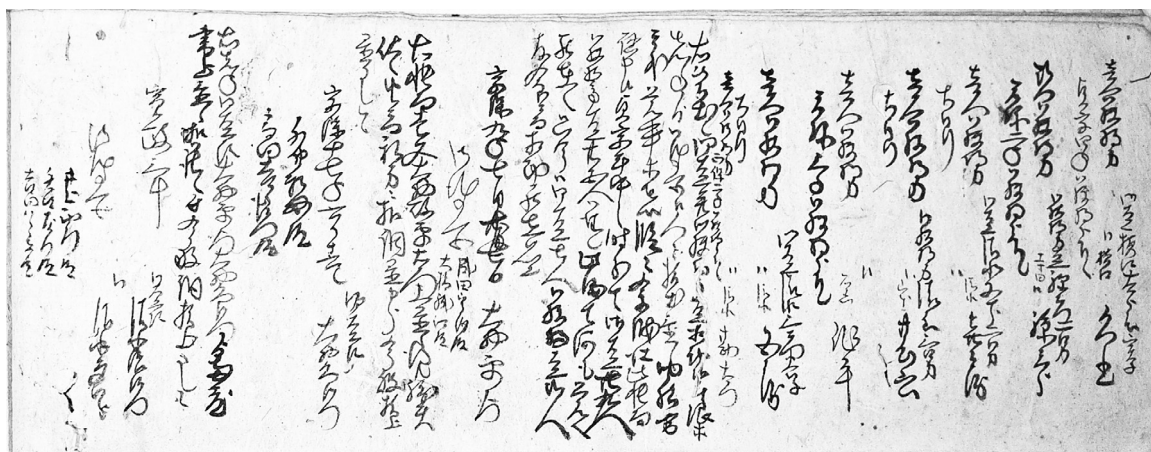
『御大工知行帳』には、享保 9 年(1724) 7 月 27 日付け「右被召出候御大工并御扶持方大工相勤候【年】限等、/先年より御作事所江人々指出置候由緒書、/其外覚書等を以段々僉儀仕、此帳面 /認申候、貞享年中之時分者、御大工廿九人、/御扶持方大工廿五人御座候、此儀者何も覚へ /罷在候、只今ハ御大工七人、御扶持方大工式人 /存命ニ而相勤罷在候、以上」⁽²⁾、

享保 17 年 6 月 16 日付け「右帳面養父大西平右衛門上置候得共、/紛失仕候由ニ而、私方ニ相調置申分、今般指上 /置申候、以上」⁽³⁾、

寛政 3 年(1791) 付け「右先年御大工頭大西平右衛門、大西久左衛門より兩度 /書上置候扣御座候付、今般調指上申候、以上」との文章が挿入されている(図 2-1-4)。

これは、現存する『御大工知行帳』が当初のものと同一ではないことと、当史料が一時期に編纂されたものではなく、享保 9 年以前に成立していた文書を祖本とし段階的に成立していったことを窺わせる。また、それとは別に、延宝 4 年以前の御大工に関する記述も見られる。

そこで本稿では、前出の初期の加賀藩御大工栗林家に関する史料と対照し、主に栗林家の家系に関する検証を通じて、『御大工知行帳』の最初期の段階の成立と信頼性についての考察を試みる。



寛政3年 ↑

享保17年 ↑

享保9年 ↑

図2-1-4 『御大工知行帳』経緯に関する部分

(3)『御作事所役人附』

i 形状および特徴

当史料は、代々加賀藩お抱え大工を勤めた清水又十郎家に伝来し、現在金沢市立玉川図書館蔵の清水文庫所収の史料で、長さ17.5cm、縦幅7.6cmの横長の形状の和綴じ本で、やや厚目の紙に青系に着色された紙を被せて表紙が造られている(図1-2-5参照)。

当史料の記載方式には特徴があり、役職名の一部⁽⁴⁾および各個人のデータ(俸禄、名前、経歴)が、それぞれ1枚の長方形の貼り紙⁽⁵⁾に書き込まれている。各「個人票」の大きさは、長さ6.7～7.4cm、幅1.2～1.8cm程度の付箋状の薄紙⁽⁶⁾であり、各頁が台紙となっている。各頁に、「個人票」等をのりで点付けするようになっており、貼り替えが自由にできるように工夫されている特徴ある史料である。

また、表表紙には、標題が別紙で貼られており、図2-1-5に見られるように「文政六未改正御作事所役人附」と読める。ところが、この表表紙の裏側には、「年齢ハ 文政四巳年」との朱書きも見られる(図2-1-6)。



図2-1-5 表表紙標題部分

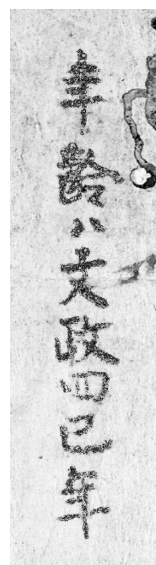


図2-1-6 表表紙裏側の朱書き

両図ともに、『御作事所役人附』(清水文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)より

ii これまでの利用と問題点

前述したように、当史料を利用したこれまで研究には、森下氏、田中氏の加賀藩の作事組織に関するそれぞれの研究が存在するが、各大工の「個人票」に朱書きされている年齢は、表表紙の裏側に書かれているように文政4年のものであれば、表表紙の表記の文政6年時点の年齢より2歳少なく表記されていることになる。

ところが、これまでの研究では、この問題点について十分考慮することなく利用されていた。

そこで、年齢に関して、主に各「個人票」に記載された十二支情報を基に解析し、特定の個々の例については、補助的に『御大工知行帳』等や各家の由緒書類の記述と比較した。また、各役職の在職者に関する情報は、『御大工知行帳』等との比較を主として行ったほか、特定の例の詳細については、藩蔵の由緒書・『諸頭系譜』⁽⁷⁾との比較し『御作事所役人附』の信頼性の検証を試みる。

2. 『御大工知行帳』等の検証

(1) 『御大工知行帳』の初期お抱え大工

栗林家は、次章第2節で詳述するように加賀藩政初期から召し抱えられた大工であったが、延宝年間(1673～81)に断絶したため、これまで注目されることが少なかった御大工の家系である。栗林家が存在した時期の情報は、主に後世に書かれた御大工等各家の由緒書による自己申告に頼るしかないが、栗林家のように早い時期に断絶した家は、由緒書等すらも残っていないことが多く研究には困難を極める。

ところで、『御大工知行帳』に記載されている、ごく初期の3名の御大工等のうち、栗林太右衛門は、後述する栗林又七『先祖并一門付之覚』(以下、『又七覚』とする)が存在したことから、記載されたものと考えられる。ほかの2名のうち橋本惣右衛門については、寛政3年に御大工頭清水治左衛門等が作事所に提出したとされる「御大工橋本宗右衛門江被 下置候御書写壺通」⁽⁸⁾が伝来している。

この「寛政3年」といえば、前述した『御大工知行帳』の段階的成立の最終年代に合致するので、寛政3年の現存する『御大工知行帳』の編纂に合わせて、作事所に提出された文書と考えられる。筆者は、おそらく木村源左衛門も、同様の文書が提出されていたと推測していた⁽⁹⁾が、前章で述べたように実際に「金沢ニ而拝領地ニ罷在候金沢組大工、出大工組大工、石川河北郡大鋸・杣拝領屋舗、小松町大工・屋根葺・木挽拝領屋舗并越中大窪村大工、井波村大工、高岡町大工・大鋸挽拝領地罷在候者共人数歩高等之覚」が存在した⁽¹⁰⁾。すなわち、ごく初期の御大工等については、たまたま作事所に関係文書が提出された3名だけが、『御大工知行帳』に記載されたと考える⁽¹¹⁾。

(2) 『御大工知行帳』等の成立に関する考察

i 『御大工知行帳』と『又七覚』との比較

『御大工知行帳』の栗林太右衛門および仁左衛門に関する記述は、次章で詳細に検討する延宝4年付けの栗林家由緒書の控えである『又七覚』の記述とほぼ一致している。しかし、『又七覚』では、太右衛門が利政に仕えた年を慶長5年(1600)と明記していない点と、仁左衛門の切米高を五拾俵/式人扶持としている点が異なっている。

まず、太右衛門が利政に仕えた時期について検討する。両史料ともに太右衛門が最初に仕えたとしている利家は、慶長4年閏3月に亡くなっている。すなわち、同5年から利政に仕えたとすると、一旦、利長に仕えた後のことになる⁽¹²⁾。また、慶長5年9月に起こった関ヶ原の合戦の結果、利政は領地を失っている点を考えると、「慶長5年」は誤伝か誤写の可能性が高い。

一方、仁左衛門の切米高の相異については、「五」と「六」の草書体が似ていることから、誤写と考えるのが妥当である。いずれも、『御大工知行帳』の記述が誤っていると見られる。

また、渡部家『累代系図』の栗林家に関する記述も、『又七覚』の記述と比較した結果、矛盾していないことも判かった。これにより、『御大工知行帳』や渡部家『累代系図』の記述は、栗林仁左衛門家の由緒書を基にして書かれたと考えられる⁽¹³⁾。

ii 現存『御大工知行帳』の段階的成立

ところで、『御大工知行帳』には、前節で示したように、享保9年(1724)7月27日付け、享保17年6月16日付け、寛政3年(1791)付けで、段階的に成立したことを示す文章が挿入されている(図2-1-4)。

このうち、享保9年(1724)7月27日付けでは、「御作事奉行所江人々指出置候由緒書 / 其外覚書等を以段々僉儀仕、此帳面 / 認申候」との記述が見られる。すなわち、当史料と同様に作事奉行(所)にお抱え大工各家が指出した由緒書や覚書を調べ、この帳面すなわち『御大工知行帳』を確認したとしている。ここで言う「由緒書其外覚書等」(以下、「由緒書等」)こそが、『又七覚』に類する「由緒書等」であったと推測される。すなわち、『又七覚』の作成目的は、藩のお抱え大工たちが先祖や自身の記録と親類を、藩の作事奉行(所)に報告することにあつたと考えられ、度々藩に提出されたものと思われる。

また、享保17年6月16日付けでは、「右帳面[前述の享保9年時に編纂された知行帳]養父大西故平右衛門上置候得共、紛失仕候由ニ而、私[大西久左衛門]方ニ相調置申分、今般指上 / 置申候、以上」との記述が見られ、御大工頭の大西平右衛門が作事奉行所に提出したが、紛失したので、当時御大工頭であった大西久左衛門が調べていた知行帳を指し出したと言うことである。さらに、寛政3年に知行帳を指し出したとされる、清水治左衛門と清水多四郎軌亮の両名も、当時の御大工頭であった。『御大工知行帳』は単に作事所で所蔵されていただけでなく、歴代の御大工頭が『御大工知行帳』の写しを保管していた状況が読み取れる。享保9年付けでは、お抱え大工の人数の変動を知行帳で示していることから、御大工頭が、藩のお抱え大工たちを管理するために『御大工知行帳』等の写しを利用していたと考えられる。

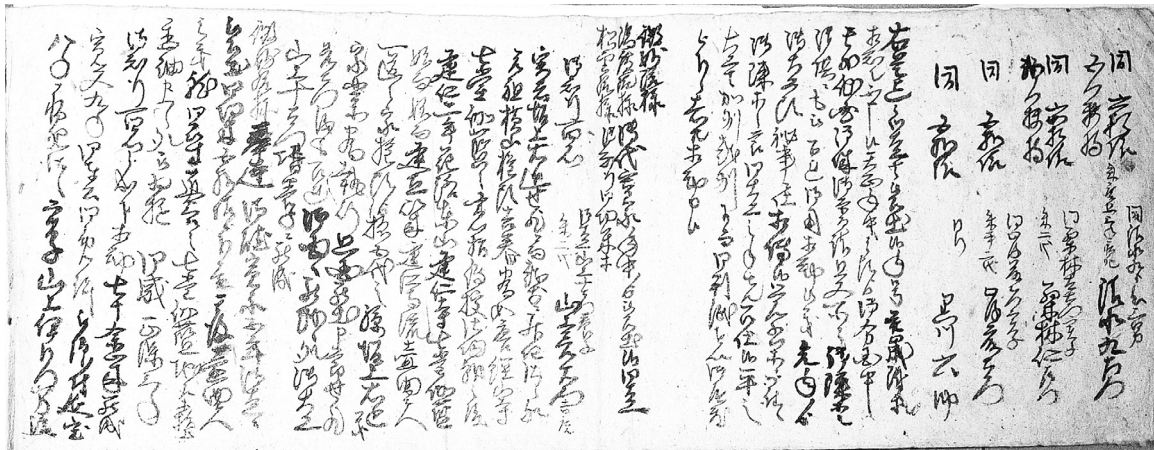
iii 延宝4年頃の『御大工知行帳』記述の転換点

さらに、これらの段階的成立を示す3つ文章のほかに、黒川六助までの御大工について、「被召出候年号并歳附等 / 相知レ不申候、天正年中之頃より御分国中、/ 其外他国御城御普請、且又所々御陣等之 / 御供ニも被 召連、御用相勤候義、先年より / 御大工頭秘事ニ仕、相伝候覚書等ニ御座候、/ 御陣等之節、御大工之手先召仕候平之 / 大工者、加州、越州ニ而御判紙を以御屋敷 / 被下候者共相勤申候」⁽¹⁴⁾としている(図2-2-1)。

黒川六助までの御大工は、4行に渡って記述される栗林太右衛門を除けば、1人につき1行＋添書程度しか記述されていない。ところが、黒川六助の次に「微妙院様 / 陽廣院様 / 松雲院様御代寛永年中より被召出候御大工御知行御切米等」と記した後は、寛永5年(1628)に御大工となったとする山上善右衛門嘉廣の18行をはじめ、一人一人の記述が非常に詳しくなる。

一方、万治3年(1660)以降にお抱えになった御大工は、延宝4年(1676)の時点でも全て現役の御大工である。前出の山上嘉廣以下、慶安3(1650)年以前の御大工25名中、延宝4年までに死亡した御大工が12名、生存10名、召放2名、死亡不記載1名であった。死亡したもののうち清水又十郎家の清水十右衛門と、死亡不記載の杉本半四郎の2名を除けば、召放の2名を含め、いずれも延宝4年以降も本人かその継嗣は御大工等として家系が存続していることが判った。

例外の2名のうち、清水十右衛門の継嗣はお抱え大工にはなれなかったが、後代の子孫がお抱え大工に復帰したことが判っている⁽¹⁵⁾。よって、延宝4年時点で家系存続が不明なのは、わ



←ここから延宝4年頃より後

→延宝4年頃より前

図2-2-1 『御大工知行帳』延宝4年前後の記述部分

ずかに杉本半四郎だけとなる。おそらく本人が存命していたと推定される⁽¹⁶⁾。したがって、山上善右衛門嘉廣以下に記述されている御大工またはその継嗣が、延宝4年に「由緒書等」を提出可能な状況にあったと言える。このように、『御大工知行帳』の記述には、延宝4年頃に存命の御大工の前後で、質的転換が見られる。

iv 『御大工知行帳』の最初期の成立について

さて、詳細は後述するが、前出の『又七覚』の宛先とされる一色瀬兵衛であるが、延宝元年から同5年まで藩の作事奉行であったことが判明している⁽¹⁷⁾。すなわち、『又七覚』は、作事奉行に宛てて提出された公的文書の控えであったことが確認できた。したがって、前述した『御大工知行帳』の一節にある、「先年より御作事所江人々指出置候由緒書、/其外覚書等を以段々僉儀仕」とある「由緒書等」は、藩作事方が御大工等各家から収集した、この『又七覚』と同類の文書⁽¹⁸⁾のことを指していると考えられた。

このことから、延宝4年頃に、他の御大工等も同様の「由緒書等」を作成し、作事奉行に提出されたそれらの「由緒書等」を基に、現存する『御大工知行帳』の祖本が作成されたと考えられる。なお、前述した寛政3年付け「今般調指上申候」と同時期に提出した由緒書と思われる、清水峯充が記した先祖由緒書なども確認されている⁽¹⁹⁾。節目ごとに「由緒書等」を提出させ、記録の追加・補正が行われたと推定される。

ところで、山上善右衛門嘉廣以降に記載される竹内長左衛門について、「延宝六年竹内彦十郎代り被仰付候旨、/旧記之、彦十郎せかれ二相成申候様二哉、/又他名長左衛門二而、彦十郎代り与被仰付候 /哉、苗字調無之ニ付、怪成義相知レ不申候」とある。すなわち、長左衛門は延宝6年に竹内彦十郎の跡を継いだと記録はあるが、素性がよくわからないと言うのである。一方、彦十郎は延宝5年に亡くなったと記載されており、竹内の苗字のお抱え大工は、長左衛門で一旦途切れている。延宝4年以降の御大工では、同6年の竹内長左衛門の記録だけが欠落していることが判る。

さらに、延宝7年に断絶する栗林家の仁左衛門には切米高の記述しかないのに対して、ほぼ同年代と思われる山上善右衛門嘉廣、黒田太右衛門正重、田邊甚吉、清水助九郎正知らの事績が長文を連ねている。この違いは、延宝7年以降も家系が存続していたかどうかの違いであると考えられる。一方、同家の又七および傳次郎(傳二郎)も、長くはないものの2又は3行で事績が記録されている。このことから、延宝7年からあまり遅くない時期に、『御大工知行帳』の記録の逐次更新が開始されたと考える⁽²⁰⁾。

つまり、延宝4年に『又七覚』等が作事所に提出されていることと併せて考えれば、現存する『御大工知行帳』の祖本は、御大工等各家から延宝4年頃に提出された「由緒書等」を基に編纂され、延宝4～6年頃に一旦成立していたと思われる⁽²⁰⁾。そして、延宝7年以降数年のうちに初めて記録の更新を開始し、同年以降に現役であった御大工から、記録が逐次更新されたものと推定される。

なお、最初の御大工等とされる3名中、栗林家以外の2家は延宝4年時点で御大工等としては存続していなかったが、前述したように存在を示す文書が藩作事所に提出されたことで、『御大工知行帳』に記載されたと考えられる。

v 『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の成立と信頼性

前述のように、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の正式標題は、『寛政年中より御大工頭御大工被 召出候名前御知行御切米高并御扶持方大工名前等覚書帳』であった。また、『御大工知行帳』が再生された寛政3年の次に、御大工が登用された年は寛政8年であった。『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、その寛政8年(1796)に召し抱えられた御大工から、『御大工知行帳』とは別に記録され始めている。

一方、既存の『御大工知行帳』は、寛政3年以降も記録され、御大工については文政9年(1826)7月お抱えの中村鍋太郎まで記載され続けた。また、御扶持方大工については、寛政3年に召し抱えられた松嶋四郎兵衛成徳の次に張り紙があって、「追加」、「仮帳」等の但し書きも見られ、最終的には、やはり文政9年3月の羽田長左衛門らまで記載されていた。

これらは、『御大工知行帳』を旧蔵した清水又十郎家の当主で、御大工頭であった篤郷が文政9年8月に亡くなったことに関連すると考えられ、後述する『御作事所役人附』の成立過程とも符合する。その後、清水又十郎家からは、嘉永6年(1853)に養子の多四郎亮郷が御大工頭に就任し、慶応3年(1867)に外作事奉行となり明治まで加賀藩作事方に奉職しており、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、職務上の必要からこの時期に多四郎亮郷が写したと考えるのが妥当である。

すなわち、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、寛政8年のお抱え大工より新たに編纂され始めた、『御大工知行帳』原本の新版に相当する公的文書の写しと考えられる。そして、『御大工知行帳』の記録時期から年代が降ること、『御大工知行帳』のように紛失・再生したとする事実がないこと、慶応・明治初期に各お抱え大工家が藩に提出したと思われる由緒書(加越能文庫所収)の記述と相異が少ないこと等を考え合わせると、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の信頼性は高いと考えられる。

(3)御大工の死因に関する考察

『御大工知行帳』の大工の死因として、栗林又七の項で「自滅」と言う言葉が使われていたことが目に付いた(図2-2-3)。初期を除く江戸前期の寛永年間以降綱紀の時までに召し抱えられたとされる御大工について調べたところ、ほぼ全員について死因が記述されていた⁽²²⁾。そこで、『御大工知行帳』に記載された山上嘉廣以下、延宝4年以前に召し抱えられた御大工について、御大工の死因により『御大工知行帳』の記述の信頼性を検証した。

この結果、対象54名中、人物自身について詳細不明4名、死亡不記載1名、召放により不明3名となっている。これらの生涯を完全には把握されていない御大工を除くと、又七が自滅となっているほかは、総て病死とされている。しかし、事故の少くない作事現場において、全く事故死した御大工がなかったということは信用し難いことである。

例えば、寛文11年(1671)に召し抱えられた「中村九大(太)夫」は、『御大工知行帳』では元禄12年(1699)病死と記されている(図2-2-4)。ところが、『政鄰記』および『聞書』によれば、同年12月

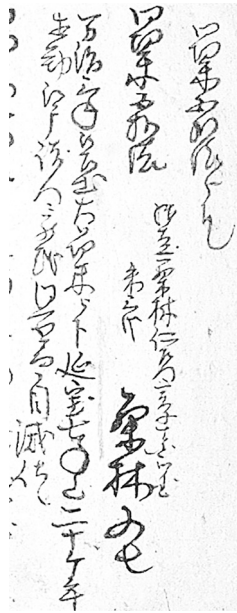


図 2-2-3 『御大工知行帳』栗林又七の部分

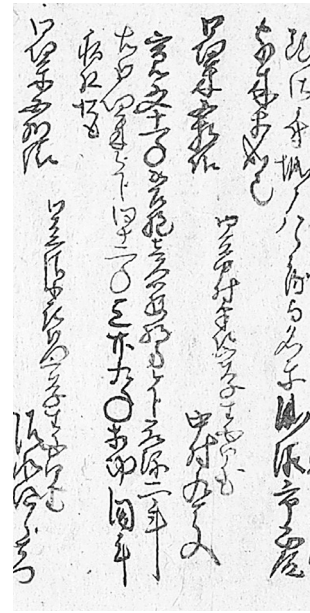


図 2-2-4 同 中村九大の部分

に発生した茶臼山の崩壊現場に居合わせ事故死したとされている⁽²³⁾。この事故は、延宝年間以降であるから、事実であったとすれば、作事方でも把握していたはずである。

一方、『政鄰記』は、津田政鄰により江戸中頃から後期にまとめられた記録である⁽²⁴⁾。しかし、長山直治氏によれば、「主に政鄰が諸家の所蔵する記録類を採訪して記述した」⁽²⁵⁾とされており、政鄰の家柄や経歴を考慮すれば、元禄頃の記事の信頼性は比較的高いと思われる。

前述したように、延宝4年以前に死亡しているほとんどの御大工の記述量は著しく少なく、延宝4年頃に最初の『御大工知行帳』原本が成立し、延宝年間に記録の逐次更新を始めていたことが窺われた。ところが、それ以降においても、病死と記録されている御大工中村九大(太)夫に、事故死したとする別の史料が確認されたことから藩や家にとって不都合な事実を伏せて記録されている可能性が窺われた。これらのことなどから、『御大工知行帳』の信頼性には一部に問題があることを指摘できる。また、前項(2)で述べたように、『又七覚』は『御大工知行帳』の基となったことが窺われたので、主従関係にある史料として留意が必要である。

3. 『御作事所役人附』の検証

(1) 記載内容の検証と史料成立の考察

i 年齢の計算時点に関する検証

前述したように、『御作事所役人附』の記載内容の年代は、表表紙にあるように「文政六未改正」(図 2-1-5)で正しいのか、その表表紙裏側に書かれた「年齢ハ文政四巳年」の朱書き(図 2-1-6)が正しいのか、それとも全く別の年なのかを、既知の他の史料と比較するなどにより検証する必要があると考えた。

そこでまず、各「個人票」の朱書きの年齢について検証を行った。

各個人のデータの書かれた「個人票」には、年齢だけでなく生年と推測される十二支も一緒に書かれている。そして、文政6年は「未」年であり、文政4年は「巳」年であるから、「個人票」に記載されている年齢が「未」年のものであるか、「巳」年のものであるかは、容易に判別することができる。つまり、例えば「寅」年生まれ的人物であれば、「未」年には、30才、42才、54才・・・、「巳」年には、28才、40才、52才・・・と、それぞれ12才間隔の特定の年齢しか取り得ないのである。

(表2-3-1)

したがって、生年の十二支と年齢が揃って読み取れた「個人票」計169名分⁽²⁶⁾について検証したところ、年齢が記述された年を「未」年とすれば年齢が一致する人物は、そのうちの大部分である155名(91.7%)となった。そのほかは、「巳」年とした時に一致する者が3名、「卯」年が5名、「申」年が3名、「亥」年が2名であった。

未年に矛盾する年齢には、特定の十二支と年齢の組合せに集中が見られる⁽²⁷⁾。例えば、御大工の清水章治郎知貞⁽²⁸⁾、御壁塗の堀越吉太夫の両人は「午五十一」(年齢を記述した年は申年に該当)、御扶持方大工の水株長蔵、同毛利茂助は「己[巳カ]五十五」(同じく亥年)、同じく彦次郎「己[巳カ]三十五」(同じく卯年)などであった。

このうち、清水知貞は、『御大工知行帳』によれば天保3年(1832)に59才で亡くなったとしている。とすれば、清水知貞の生年は、1774年の「午」年で、文政6年には50才となるから、「午五十一」は「午五十」の誤記の可能性が高い。

同様に、毛利茂助は、文政10年に御大工に採用されており、文政12年に57才で亡くなったとされている。これからすると、毛利茂助の生年は、1773年の「巳」年となり、さらに文政6年には51才であるから、「己五十五」は「巳五十一」の誤記の可能性が高い。したがって、上記の2例が記述された年は、いずれも「未」年であった可能性が高くなり、文政6年であったと見なすことが妥当となる。

以上の検証により、朱書きされた年齢は、一部に誤記と判断される書き込みも見られるが、標題にある文政6年時点の年齢と考えて良いことが判った。

ii 各役職の在職者に関する検証

次に、文政6年時点の御大工頭在職者が、これまで知られている史料と相異している点について検証した。

前述したように、当史料に御大工頭として記載されているのは、中村半次親仙、清水又十郎篤郷、渡部伊右衛門成美、篠田弥助政之の4名である(図2-3-1)。しかし、『御大工知行帳』で知られている文政6年時点の御大工頭は、山上善右衛門吉順、中村半次親仙、清水又十郎篤郷の3名であり相異が見られるのである。

御大工頭の項に記載された渡部伊右衛門成美が、御大工頭に就任するのは『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』によると文政8年7月である。一方、御大工頭であった中村半次親仙は、文政9年4月29日に亡くなったとされる。すなわち、当史料に記載されている役職の時点は、文政8年7月以降文政9年4月29日以前の内容であると考えられる。

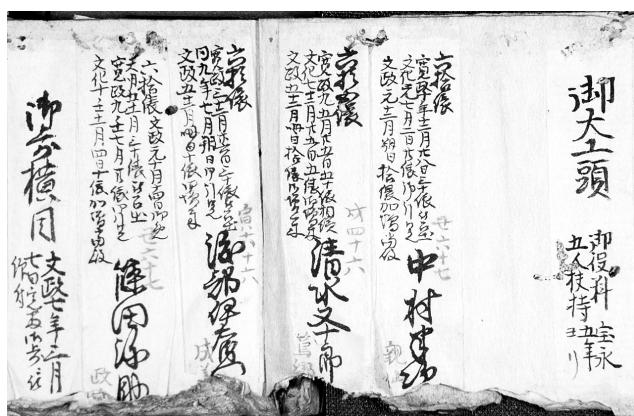


図2-3-1 『御作事所役人附』御大工頭の項

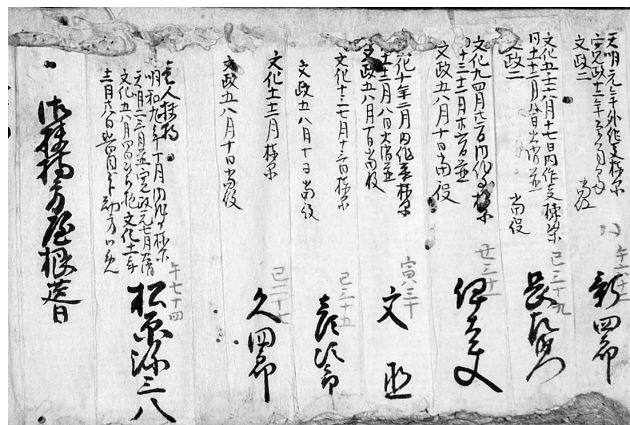


図2-3-2 同 御扶持方大工の項末尾

ところが、御大工の項では、文政9年4月4日に亡くなった中山甚六と、文政9年4月24日に御大工となった井上伊兵衛の両人が同時に見られるのである。

また、御扶持方大工の項では、文政9年3月24日付で、火消棟梁から御扶持方大工に一括登用された、羽田長左衛門、藤岡伊大夫、山田文丞、小泉彦次郎、太田久四郎5名が、御扶持方大工の項の後方に、苗字の記載なしに揃って掲載されている(図2-3-2)。一方、文政9年6月20日に亡くなる土田弥左衛門も記載されているので、在職状況はこれ以前と考えられる。そして、これらの文政9年3月末から4月にかけての異動者の「個人票」は、新しい役職欄への移動は完了しているが、その異動日の記述がないという特徴もある。このような状況から、これらの「個人票」は、暫定的に配置されている印象を受ける。

以上の大工職の『御大工知行帳』等による異動状況との照合によって、当史料で示される在職状況は、文政9年4月頃の時点とやや幅を持たせて形で推定される。

さて、当史料が示す在职者の状況、すなわち先に推測した文政9年4月頃と、年齢が記入された文政6年とでは在職している人物に入れ替わりがある。そのため、前述の森下氏が算出した各役職の平均年齢は、文政9年4月頃にその役職にあった職人たちの文政6年時点での平均年齢を算出していたことになる。もっとも、文政6年時点の役職毎の平均年齢は簡単には算出できないが、史料に記載されている役職毎の平均年齢であれば、大部分の「個人票」に書かれた値に+3歳すれば判明することになる。すなわち、当史料の現状である文政9年4月前後の役職者の平均年齢は、御大工頭を例にすれば、62歳ではなく65歳となる。このように、史料の表面的な記述を鵜呑みにせず、史料の内容を精査し検証した後に、その史料を考察に用いることが必要であったことが理解できる。

また、当史料の役職の項には、文政6年以降に行われた組織自体の変更も反映されており、例えば、「御歩横目」は文政7年3月7日より定番御徒に仰せ付けられた、「木材直段見図人」は文政7年12月24日に指止られた、と記載されている。したがって、文政6年以降にこの2つの役職が併存するのは、文政7年3月7日以降12月24日より前の10ヶ月弱の期間に限られると思われる、当史料を加賀藩の作事所組織の説明に引用する際には留意が必要と考える。

iii 当史料の成立に関する考察

最後に、これまでの検証を基にして、当史料の成立過程について考察する。

まず、当史料が改正成立した文政6年は、当史料を所蔵していた清水又十郎家の当主であった又十郎篤郷が、7月に御大工頭に昇進した年である。また、表表紙の裏側に書かれているように、文政4年以前に当史料の原型が存在していたことが窺えるので、その後、御大工頭昇進を契機として文政6年に改正したと考えられる。

さらに、文政7年3月に任命された「御歩横目」の「個人票」が加わっていることや、文政8年2月に亡くなったとされる山上善右衛門吉順の「個人票」が当史料には見られないことから、文政6年以後の異動に従って対象者の「個人票」を貼り替えたり、新らたな「個人票」を貼り足したり、不要になった「個人票」を破棄したと考えられる。

最終的に当史料の記載内容は、清水篤郷は文政9年8月5日に亡くなったとされるが、その年4月頃までかなり正確に異動状況が反映されていることが窺えた⁽²⁹⁾。つまり、文政6年の改正は、清水篤郷の御大工頭への昇進と関係し、最終的には清水篤郷が亡くなる年まで修正が加え続けられていたと見られる。この成立事情には、前述した『御大工知行帳』との共通性が窺われる。

すなわち、当史料は、清水篤郷の私的な史料であるが、作事所の要職である御大工頭にあった清水篤郷が、異動のある毎に修正を加えていたと考えられ、非常に信頼性の高い良質の史料であると言える。

ただし、「個人票」の中にはごく少数であるが、文政10年の書き込みが見られるので、清水篤郷

表 2-3-1 生年の十二支と年齢により記述年の十二支を推定するための表

生年十二支	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
子	1											
丑	2	1										
寅	3	2	1									
卯	4	3	2	1								
辰	5	4	3	2	1							
巳	6	5	4	3	2	1						
午	7	6	5	4	3	2	1					
未	8	7	6	5	4	3	2	1				
申	9	8	7	6	5	4	3	2	1			
酉	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
戌	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
亥	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
子	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
丑	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
寅	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
卯	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
辰	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
巳	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
午	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
未	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
申	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
酉	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
戌	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
亥	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
子	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
丑	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
寅	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
卯	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
辰	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
巳	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
午	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
未	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
申	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
酉	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
戌	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
亥	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
子	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26
丑	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
寅	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
卯	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
辰	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
巳	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
午	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
未	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
申	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
酉	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
戌	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
亥	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
子	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
丑	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
寅	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
卯	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
辰	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
巳	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43
午	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
未	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
申	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
酉	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
戌	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
亥	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
子	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
丑	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
寅	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
卯	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
辰	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
巳	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
午	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56
未	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57
申	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
酉	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
戌	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
亥	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61

↑ 推定される記述年の十二支

が亡くなった後も清水又十郎家の者によって、手が加えられていた可能性にも注意を払わなければならない⁽³⁰⁾。

(2)お抱え大工の勤務状態に関する考察

i 文政9年4月時点の御大工頭在職者

本節前項(1)では、当史料で示される役職者の状況は、文政9年4月頃の時点とした。ところが、そう考えてもなお『御大工知行帳』等の記述との間に相異点が存在する。それは、御大工頭の最後尾に掲載されている篠田弥助政之と、反対に御大工頭として掲載されていない井上庄右衛門明矩の2名についてである。

篠田政之については、『御大工知行帳』では文政元年に御大工頭を「御役義御免被成候」と記されていた。反対に、井上明矩は文政5年に新知を得たことは知られていたが、文政13年に亡くなるまで御大工頭を辞職した、あるいは更迭等があったとする記録は見られなかった。ところが当史料では、井上明矩の名前はどこにも見ることができない。反対に、篠田政之の方が御大工頭の項に残されており、文政6年の年齢の朱書きも見られる。しかし、当時、当史料を所持していたと考えられた清水又十郎篤郷自身も、御大工頭の職にあったのであるから、同僚の御大工頭を取り違えるとは考え難い。

ii 篠田弥助政之の勤務状態の考察

このことから、篠田政之は文政6年以降も御大工頭に在職していた可能性が高くなった。そこで、明治3年に藩に提出されたと考えられている篠田弥太郎の由緒書⁽³¹⁾を検証すると、曾祖父の篠田政之は、「文政元年十一月病氣ニ付役義御免除被仰付文政十三年九月病死仕候」と記されている。役義は免除されたが役職は解かれておらず、文政元年から同13年まで病氣休職のような扱いであったのではないかと考える。

そのような視点で、当史料の御扶持方大工の最後尾に記載された松原弥三八の「個人票」(図2-3-2)に着目すると、「文化十一年十二月廿八日式百目被 下、勤方御免」としながら、「個人票」は貼られたままとなっている。さらに、文政6年時点の年齢も朱書きされている点、それぞれの役職の項の末尾に置かれている点も篠田政之と共通する。そこで、今度は反対に、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』の松原弥三八の項を調べてみると、「文化十一年十二月病氣全快難斗ニ付、勤向御宥銀式百目宛被下、文政十年四月病死」と記されていた。「個人票」には「勤方御免」とあるが勤めを免じた(退職させた)のではなく、勤務の軽減(「勤向御宥」)を認めたのではないかと考える。

これらのことを総合すれば、当時、篠田政之は病氣休職扱いであった可能性があり、長期休職者等を解職せずに在職者としていた節が窺われた。

iii 井上庄右衛門明矩の勤務状態の考察

一方、井上明矩については、当史料で矛盾する部分が見られたことから、判読されていなかった部分のあった『御大工知行帳』の井上明矩の項の貼り紙について、改めて検証した。

すると、竹澤御殿の竣工により、その建設の功績として新知110石を得ると同時に井上明矩は、竹沢御殿の主人として引き移った前田齊広の近習御用⁽³²⁾となっていたと記されていた。そして、竹沢御殿付に新設された組に所属していたことが判明した。つまり、当史料の改正時点である文政6年には、井上明矩は御大工頭ではなかったことになる。また、『諸頭系譜』⁽³³⁾には「竹沢御殿附諸頭姓名」の項目があり、文政5年12月1日付けで齊広の「御側物頭」に遠藤数馬、中村宅左衛門の両人が就任しており、『御大工知行帳』の今回判読した部分にあった「[井上明矩を]御側物頭遠藤数馬、中村宅左衛門支配ニ被 仰付引渡候」との記述に合致する。したがって、『御大工知行帳』

の当該記述のあった貼り紙部分の信頼性は、低くないものと考えられる。なお、竹澤御殿付新組は、常置の新番組に相当したとされる⁽³⁴⁾。

しかし、『諸頭系譜』では、文政7年に齊広が亡くなると井上明矩は新番組に転じ、御大工頭に加わると記述されている。とすれば、井上明矩は、文政7年以降に再び御大工頭に復帰したことになる。ところで、この新番組とは新番(組)御歩のことと推認され、井上明矩は1代限りの平士並の地位(御医者、料理頭、御細工者小頭等と同じく与力の上位⁽³⁵⁾)を得ていたと考えられるのである。なお、通常の御大工頭は与力の下位⁽³⁶⁾である。

つまり、これらのことを総合すれば、井上明矩は、文政5年12月30日に新知110石を得て新番組相当(位置づけはむしろ新番組の上位)に昇格し、御大工頭は一旦解かれて齊広の近習御用の専従となった。そして、文政7年の齊広の死後に、新番組でかつ御大工頭役を兼務する勤務形態となっていたことが推測される。

このため、清水篤郷は、井上明矩が御大工頭より上位の新番(組)御歩であり、なおかつ作事方からは外れて竹澤御殿御用の専従との認識があって、御大工頭としなかったのではないかと考えられる。あるいは、御大工頭の職名の後に「個人票」1枚分の空白があることから、井上明矩の「個人票」が後年に失われたことも否定できない⁽³⁷⁾。

4. 清水文庫の史料の信頼性と特性(小結)

以上のように、『御大工知行帳』には、現存の『御大工知行帳』は、延宝4年頃に各お抱え大工家から藩作事所に提出された各家の「由緒書等」に基づいて作成されたと推測した。また、藩に不都合な事実は伏せていたことが窺われた。そのため、当史料を研究に利用するにあたっては、前述した特性が存在している点に留意を要することが判った。

これに対して、『御大工頭御大工被召出候名前等覚書帳』は、寛政3年の既存『御大工知行帳』の原本再生後に、寛政8年から同様の趣旨で藩作事所で編纂され始めた新版の写しと考えられた。したがって、『御大工知行帳』と比較して時代が降ることなどから、史料の信頼性は高いと判断した。

一方、『御作事所役人附』は、「個人票」に記入された赤字の年齢は、標題にある文政6年当時のものであること(黒字の年齢については未検証)。しかし、その後も主たる著者であった清水が亡くなる文政9年4月頃まで、書き換えられ続けられていた(一部は篤郷の死後も編集されている)。その結果、当史料に記述されている年齢と職には、3年ほどの時間差が生じている点に注意を払う必要があることが判った。

以上のように、今回検証した清水文庫の史料には、いずれも特性があるため、利用には留意しなければならない。しかし、特性に基づいて利用するのであれば、信頼性が認められる史料であるので、有効に利用可能である。

また、信頼性の検証を実施する過程で、新知見を獲得することができた具体的な事例として、『御作事所役人附』の信頼性を検証するため、当該史料の記述と『御大工知行帳』等との大工頭の在職者の記述の相異から、病気休職等の扱いがあった可能性を示唆した。また、井上明矩が一時期御大工頭を離れ、平士並みの御用に専念していた可能性が示唆された。

第2章

[註]

- (1) 清水又十郎家は、藩祖前田利家が越前に領した時代に召し抱えられた大工の清水九郎兵衛定基を祖とし、その三男九左衛門定功の次男である又十郎定世を初代とする御大工清水家の分家である。拙稿aのpp.93・94を参照
- (2) 引用文中の【 】は不確実な文字を示す。
- (3) 大西平右衛門とは、宝永5年(1708)に安田八郎右衛門と並んで最初の御大工頭になった藩のお抱え大工である。享保17年に、この文を書いた平右衛門の養子大西久左衛門は、享保12年に御大工頭に昇任している。
この後、寛政3年(1791)に、藩に再々度の『御大工知行帳』の写しを差し出した御大工頭が清水治左衛門と清水多四郎軌亮の両名であった。こうした状況から、清水多四郎軌亮の子孫(清水又十郎家)に『御大工知行帳』が伝来したと推察する。
- (4) 役職名には、台紙に直に書かれているものと貼り紙のものと2通り存在する。これは、後述するように当史料には文政4年以前に原型が存在し、その後の役職構成の変更に合わせ、貼り紙により修正したと考える。
また、設置年月、廃止年月等の書き込みが見られる役職がある。
- (5) 他の貼り紙と区別するため、以下、当史料の個人データを記載した貼り紙を「個人票」と呼称する。
- (6) 長さ7cm×幅1.3cm程度のものが多く見られるが、1人で幅3.4cmに達する中山六郎左衛門の「個人票」や、文政8年12月に左官棟梁になった5名を1枚に連記した例外的な貼り紙も見られる。
- (7) 加賀藩または前田家旧蔵の由緒書は加越能文庫所収(金沢市立玉川図書館蔵)、『諸頭系譜』は金沢市立玉川図書館蔵
- (8) 清水文庫所収、金沢市立玉川図書館蔵の『御大工壁塗等への書状写』に収載
『御大工壁塗等への書状写』収載の書状は、ほかの物を含めて、現存の『御大工知行帳』の編纂に関わる参考資料であると筆者は考える。
- (9) 拙稿bのp.436
- (10) 『加賀藩大工の研究』のp.57注(3)
したがって、当史料も、現存の『御大工知行帳』の編纂に関わる参考資料である可能性がある。
- (11) 3名に続いて、『御大工知行帳』は、時期不詳としながら初期の御大工として20名を挙げている。
- (12) 利政は慶長4年に能登を分与されているから、この時に多くの家臣も分けられたと見るべきである。
- (13) 渡部家『累代系図』には、『又七覚』にない、利家に仕える以前の太右衛門の話を載せるが、渡部伊兵衛の妻などから直接聞いて記録されたと考える。
- (14) 文言に見える「御大工頭」が制定されるのは、宝永5年(1708)とされているから、年代的にはもっと後ことになる。
しかし、最初の御大工頭となった大西平右衛門正方も安田八郎右衛門勝承も、延宝5年に御扶持方に召し抱えられており、「御大工頭」が読み違いや書き違いであったとも言えない。
- (15) 十右衛門は、清水家本家4代目。金沢東照宮創建に関わった助九郎の実子である。なお、前掲註(3)の御大工頭清水治左衛門は、その子孫にあたる。
- (16) 杉本半四郎は寛永20年に御扶持方となっており、同時期お抱えとなった御大工7名中4名が延宝4年に存命している。
- (17) 『諸士系譜』(加越能文庫所収金沢市玉川立図書館蔵)および『諸頭系譜』による。
- (18) 各家の『先祖由緒并一類(門)付帳』類は各々の家の由緒書の類である。まとめて由緒書類とする。
- (19) 『加賀藩大工の研究』のp.73によれば、「寛政三年 先祖由緒并一類附之帳 清水治左衛門」も存在するとしている。
- (20) もし、記録の更新が、延宝7年よりも相当程度遅く開始されたとなると、前述の杉本半四郎や竹内長左衛門と同様に、又七と傳次郎(傳二郎)は詳細不明となったと考えられる。
- (21) 加賀藩では、正保4年(1647)に藩士の由緒書提出が始めたとされる。仮に正保4年の由緒書を基にして成立しているとすれば、栗林家の場合、仁左衛門が由緒書を記述していたはずだが、それにしては、仁左衛門自身の記述が少なく、現存する『御大工知行帳』の内容と合致しない。なお、原本は、前述の享保17年付けの挿入文により失われたことが判るので、現存『御大工知行帳』は、大西家の控などによって享保17年に復元されたものが元となっている。
- (22) 寛永期より前に、お抱えとなった御大工等はほとんどが詳細不明であり、論考する情報に乏しいので除外した。
- (23) 両記事とも前田育徳会：加賀藩史料 第五編、清文堂出版、1932.6、復刻版1980.9に収載
なお、加越能文庫所収の中村半次直武の由緒書でも、九太夫は「茶臼山崩之節横死」となっている。
- (24) 金沢市立玉川図書館蔵、加越能文庫所収。天文7年(1538)から安永7年(1778)までの11分冊と、安永8年から文化

11年(1814)までの20分冊に分かれる。12分冊目に安永8年付けの題目を改めるとする序があることから、先の11分冊は、安永7年以前に書きはじめられたと考えられる。

なお、津田鄰政は、1万石の人持組津田玄蕃家の分家で700石取り、金沢町奉行、大小将頭や宗門奉行を勤めた。実子の正直は、養子となって津田玄蕃家を継いだ。城下の事情にも詳しく、藩中枢にも近い存在である(日置謙編『改訂増補 加能郷土辞彙』)。

(25)『書府太郎 上巻』北國新聞社 2004のp.337

(26)黒墨で年齢が書かれた「個人票」は、生年の十二支が書かれていないため検証不能であることから除き、朱書きのものうち虫食いにより十二支が読み取れない3件も除いた。

(27)相異しているのは、「己三十五」の4名、「己五十五」の2名、「午五十一」の2名、「丑二十七」、「寅四十一」「申五十八」、「酉五十七」、「酉三十三」、「戌三十五」の各1名である。このように、相異のある十二支と年齢の組合せが限定的であることから、単純な計算ミスや誤記と考える。

(28)『御大工知行帳』では、実名は知貞とも之貞ともある。なお、明治3年の清水誠六の由緒書(加越能文庫所収金沢市立玉川図書館蔵)では章治郎知貞としている。本稿では当史料の表記にしたがった。

(29)加賀藩士には、下から足輕、御歩、与力、平士並、平士、人持、人持組頭(八家)の階層がある(前出の木越隆三「藩士の身分と格式」『金沢市史 通史篇2 近世』)。

『諸士系譜』で、平士層である作事奉行、内作事奉行、外作事奉行、小松作事奉行(小松作事方御城中修理奉行)、作事横目の在職者を検証した。文政2年から天保2年まで作事横目であった神戸新蔵と、文政8年から文政9年6月1日まで内作事奉行加人であった広瀬良左衛門が、当史料には記載がなかった。このうち、内作事奉行の項は満杯で「個人票」が剥がれた形跡はないので、当史料では役職は本役のみを意味し、本役に昇格していない加人は記載しなかったと考える。一方、作事横目(定数2名)の項には1名分の余地が見られることから、神戸新蔵の「個人票」は剥がれたと考えられる。以上、平士層の検証からも、文政9年4月頃の役職として大きな矛盾はなかった。

なお『諸士系譜』は、1832年に津田信成が、加賀藩士の簡略な系図を網羅的に編纂した史料。加越能文庫所収(金沢市立玉川図書館蔵)

(30)既成の「個人票」に書き込みされているが、新規の「個人票」作成や、「個人票」を貼り替えた節などは窺えなかった。例えば、「御造営町方棟梁大工」の先頭の3名の「個人票」は、「指除」、「病死」の書き込みがあるものの貼られたままであるのは、これらの書き込みが文政9年4月以降に記入されたためと考える。

(31)加越能文庫所収(金沢市立玉川図書館蔵)

(32)竹澤御殿御造営方か。文化の二ノ丸再建を行った造営方役所の例と比較すれば造営奉行並みの役職であった可能性が高い。

(33)『諸頭系譜』は、文化6年(1809)に木村信伊が編纂したとされるが、その後も編集が続けられている。金沢市立玉川図書館蔵

(34)『官私随筆』(文政5年11月30日『加賀藩史料』収載)によれば、齊広付の役職の説明があり、「御側物頭支配/新組」は、「御表に而新番組御歩に當り、新番組御歩之上」とされており、新組は新番組御歩に相当する。なお、新番(組)御歩は、役職名には御歩とあるが、例外的に平士並である。

(35)木越隆三「藩士の身分と格式」『金沢市史 通史篇2 近世』(金沢市pp.270-287 2005)

(36)『加賀藩大工の研究』のp.62

(37)井上明矩が掲載されていない点については、註(29)にあるように、広瀬良左衛門の例から類推して新番組御歩であることを優先したとも、神戸新蔵と同様に剥がれただけでも考えられる。

(以下、次号に続く)